

1. 令和7年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和7年3月14日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	北 山 浩 樹	2 番	大 坪 隆 成
3 番	有 井 弥 生	4 番	和 田 樹 典
5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	10 番	本 田 教 治
11 番	長 岡 文 男	12 番	田 代 まさよ
13 番	田 中 義 久	14 番	蓑 島 もとみ
15 番	森 藤 文 男	16 番	原 喜与美
17 番	野 田 かつひこ	18 番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	野田知孝
議会事務局 議会総務課 係長	三島栄志		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位にはおかれましては、出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。

ここで皆様をお願いを申し上げます。毎回申し上げておりますように、会議の支障にならないように、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、またマナーモードにさせていただくよう配慮をよろしくお願いをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、16番 原喜与美議員、17番 野田かつひこ議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含めて40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

なお、40分の制限時間の中、残り5分になりますとチャイムが鳴りますので、残り5分を過ぎて質問はできるだけ控えていただきたいというふうにして思います。

答弁と質問を含めて5分ではなかなか厳しいということがございますので、そういった質問の構成もしっかりとさせていただきたいというふうにして思いますので、よろしくお願いをいたします。

◇ 北 山 浩 樹 議員

○議長（森藤文男） それでは、1番 北山浩樹議員の質問を許可いたします。

1番 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていた

だきます。

今回は、大項目として2つ質問させていただきます。

1つ目は、市の未収金に対する対応について、2つ目は、喫煙所の管理と諸問題についてです。

それでは、1つ目の市の未収金問題について質問をさせていただきます。

財政の健全化は、市政運営を進める上で、とても重要であると考えます。そして、税収は行政において必要不可欠なものです。しかし、当市において、税の未収金問題は重要な課題の1つであります。全体では、令和5年度でも数億円、合併当初からですと、およそ数十億円の未収が当市にはあります。

全てについてお伺いするのは、時間的にも現実ではございません。なので、今回は、その中から、市税、病院の未収、市営住宅の使用料の未収、この3点を抜粋し、その状況や背景、これまでの対応についてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

1つ目に、まず、市税の未収金に対する対応についてお伺いをいたします。

令和5年度の市税における未納額は、約2億円程度あります。過去から現在までの増減の程度や滞納額の推移について、また、資産や預貯金が十分にもあるに関わらず、未納状態が継続してはいないのか、併せて、未納に対する市の対応と回収方法、徴収状況、それに係る問題点や今後の課題などをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） はい。御質問の市税の滞納額の推移を、まずは資料でお示ししたいと思います。タブレットを御覧ください。

市税には5つございまして、滞納がないタバコ税と入湯税を除く市民税・固定資産税・軽自動車税の3つの税の滞納繰越し分の推移をお示ししております。

議員御指摘のとおり、2.5億円ほどの滞納額がございます。その収納率は17%から28%となっております。前年の収納率は98%台ですので、これと比較すると大変低い収納率となっております。

なお、滞納が納入されないまま繰越されていけば、滞納総額が増えていきますけれども、税法で規定された不納欠損処理、例えば生活困窮などで一定期間を経過した場合など、債権を放棄する手続を行っておりますので、2億円の中後半で推移しているという状況でございます。

未収の割合としては、令和5年度で79.15%です。全体としては、多少の増減あるにしろ、比較的一定の割合で推移しているという状況であります。

次に、未納に対する回収方法について、市税は納期限までに納入されない場合は、督促状を発送し、さらに未納であれば催告書を送付いたします。さらに納入されない場合、職権によりまして、滞納者の資産、取り分け換価しやすい預貯金を差押えます。預貯金残高がない場合は滞納者の勤め

先に連絡し、給与の差押えを行います。差押えは、令和5年度実績で、預貯金と給与の合計で25件、280万円を実施いたしました。

しかし、資産を全て差押えてしまうと生活ができなくなってしまうため、給与などは差押えをしてはいけない限度額が決められておりますし、十分な預貯金残高がないため、思うような回収ができない状況でございます。

現状としましては、意図的に納税しないなどの悪質な滞納者はおられませんで、病気などにより収入が少なくなった方や、差押えの対象となる預貯金等がないなどの理由から、滞納となる方がほとんどでございます。

最後に未収金の回収に係る課題としましては、市税は税法に基づく滞納処分等により強制的に回収することはできますけれども、実際には病気や生活困窮、換価できる資産がないなどの理由で回収することが大変難しく、滞納額の減少に至らない状況が挙げられます。

また、先ほど示した滞納分の収納率が低い点からは、現年分をしっかりと納めていただきまして、滞納になる金額を減少させていく、そういったことが重要であると考えております。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） 北山です。ありがとうございました。

未納状況が高い推移で続いており、それに伴って各関係部署も様々な対応をしていることが分かりました。ありがとうございます。

続きまして、公共サービスの未払い等についてお伺いいたします。医療費や上下水道料金、給食費なども、使用や利用に際し料金が発生します。

今回は、病院の医療費の未収部分についてお伺いをいたします。

市税と同様、昨年の未収金が、市民病院と白鳥病院で合算し、約6億円近くになっております。それに対する病院としての対応や、なぜ病院で診療サービスを受けたのに料金が未収となっているのか、代表的な問題点や今後の課題をお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

蓑島国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（蓑島康史） はい、それでは失礼します。

議員が御指摘された、昨年度の病院の未収金6億円についてですが、こちら決算の数字だと思いますが、3月末時点のものであるため、2か月遅れて納入される保険者分のほか、県の補助金等が含まれております。この分が5億7,900万円ございますので、実質の未収金額としましては4,400万

円ほどとなります。

そのうちの1,800万円ほどが令和元年度以前分となっており、回収が困難な案件となっておりま
す。令和7年1月末現在の過年度未収金でみますと、郡上市民病院は1,664万円、国保白鳥病院は
465万円で、合計2,129万円となっております。

資料を用意しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。タブレットをお願いします。

左側の表、年度別でございますが、こちらは令和元年度以前分の未収金が全体の77.5%、令和
2年度が4.4%、令和3年度が5.4%、令和4年度が6.2%、令和5年度6.5%となっております。金
額は表に記載のとおりでございます。

次に、真ん中の表、理由別でみますと、生活困窮によるものが28.9%、本人死亡等で親族等が不
明になってしまっているものが22.8%、市内から引っ越しや県外の患者であるため住所不明となっ
たものが16%、診療費を分納で納める契約をしているものが17%、その他15.3%となっております。

未収金や当月発生入院料についてですが、通院されている方につきましては窓口で納入をお願
いしており、お見えにならない方については郵便により毎月1回請求書を送付するほか、職員が直
接電話連絡をして納入していただくよう努めております。

なお、外部への委託は行っておりません。

また、新たな未収金を発生させるケースを減らすため、旅行者等現金を持ち合わせない患者様の
診療費が未収とならないように、市民病院は8年ほど前から、白鳥病院は本年度からクレジット
カード決済を導入しております。なお、カード利用での医療費の支払いは毎月650万円ほどとなっ
ております。

なお、今後の課題点というところですが、病院としましては、現在の未収金の回収はもちろんで
すけども、未収金とならないようにしていくことが重要な点であるというふうに捉えておりまして、
その最善の方法について、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） 事務局長、ありがとうございました。

病院におかれても、決算で計上された数字ではなく、事務手続上の問題で正確な数字を教えてい
ただきありがとうございました。また、病院においては様々な問題があり、利用される方も多種多
様によるため、いろいろ苦慮されていることがよく分かりました。ありがとうございます。

最後になりますが、市営住宅の使用料の未収についてお伺いをいたします。

市営住宅の未収金は約4,000万円。その主な未納理由とその状況、また、入居者の何%程度が

未納となっているのか、それらに対する今後の対応やそれに伴う問題点をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それでは、市営住宅使用料の未収金についてお答えをいたします。

まず、未収金の未納理由とその状況につきましては、高齢で年金のみの生活をしており、住宅使用料も優先的に支払えないという経済的な理由による方でありますとか、独り親家庭や健康上の理由でフルタイムでの就労が難しく、使用料の支払いが困難という福祉的な理由による方や、様々な理由が相まって、使用料の未納につながっている方もおられます。

市営住宅につきましては、基本的に所得が少ない方が入居することが多く、限られた生活費を他の支払いと分け合う形となり、市営住宅使用料の未納が発生しやすい環境にあることが理由であるというふうに考えております。

続きまして、入居者の未納割合でございます。

入居者に占める未納者の割合は約10%となっております。

今後の未納対策等の点でございますが、使用料の徴収に関しては、まず、口座振替契約を推奨しまして、毎月の引き落とし時に残高不足が発生しないようお願いしているところでございます。また、振替ができなかった方につきましては、再度振替を実施いたしまして、それでも振替ができなかった方については納付書を送付しておりますし、コンビニエンスストアでの決済やスマートフォンでの決済も可能としており、支払い方法の選択肢を広げているところでございます。

さらに、未納金が少額の方には年に一度、全額分の納付書を送付いたしまして納入を促しておりますし、一括納付が困難の方のためには分納契約を行いまして、定期的に支払い可能な額を約束いただき、納付いただくよう配慮しているという状況でございます。

その後も通知や電話連絡を通じてサポートを行っており、必要に応じて訪問も行っております。真にやむを得ない理由で支払いが滞る場合には福祉部局へつないだり、紹介するケースもございます。このような取組を引き続き行いまして、未納金の増加を防ぎ、また発生抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

市営・市有住宅は、住宅に困窮する低額所得者等に対して、低額な家賃で賃貸し、市民生活の安定、社会福祉の増進に寄与することを目的としておりますので、福祉的配慮も必要であることについては、御理解いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） ありがとうございます。各部長には簡潔に、分かりやすくお答えいただき、本当に感謝しております。いずれの部署においても、未収金の徴収状況等については十分問題視されており、徴収についても大変苦慮されていることがよく分かりました。

お聞きした内容から、市税においては税法上に従った徴収がされており、医療の部分については様々な対応されております。今後、観光立市として人流等が増加すれば、市外在住者や外国籍の方における未払い問題も、今後増加傾向になることは若干心配なところがございます。

また、市営住宅においてはセーフティーネットの要でもあり、市営住宅の持つ特性上の意味によって様々な問題点があることもよく分かりました。

しかし、市に未収金が多く税収に問題があるというところは、行政サービスの水準低下を招く大きな要因となり得ます。これに、人口が減っていくことが重なってくると、市の存続にも大きな影響を及ぼすのではないのでしょうか。

もちろん、適切に納税をするということは国民の義務として法にも記載されています。しかし、病気や生活困窮の方が多きことも、未収金の増加に大きく関係していることが推測されます。未来に郡上市を残すためにも、これらの諸問題には、今までの対応だけでなく、新たな取組が必要でないかと考えます。

そこで、これらの問題に対して2つお話をさせてください。

1つ、外部機関の活用を考えてはどうでしょうか。

外部機関としての例ですが、法的機関によるある程度の未収金をパッケージ化し、その徴収に対して、成果報酬型の回収方式の導入や、滞納処分の執行停止をするなどの対応を検討されるのはどうでしょうか。郡上市は、よい意味でも悪い意味でも顔見知りが多い町です。その中で、市の職員が徴収作業をするというのは、精神的にも大変厳しい作業になるのではないのでしょうか。顔見知りでない外部機関等を活用した徴収方法を検討することは有効であると考えます。

2つ目、病院での入院において民間の制度を導入する。病院の未収金においては、民間制度として入院費の連帯補償が可能な制度があるそうです。そういった制度を導入することにより、少しでも病院の未収金を減らすことはできるのではないのでしょうか。

もちろん、このような対応が全てではありませんが、未収金に対する徴収方法の検討は、是非とも考えていただきたいと思います。未収金の問題の改善についての市長のお考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 納税は国民の義務である。そういった観点からもこれは当然のことと考えております。使用料、医療費、こういったものはサービスの対価としての特定財源でありますし、滞納

になりますと一般財源で補填をしなければならない。つまり、その他の事業に大きな影響が出てくることになります。

何より、まずしっかり納めていただいている方と、そうでない方との不公平が生じてしまいます。今後は、市として法律に基づいて、毅然とした態度で立ち向かい回収に臨むことを考えております。

市税につきましては、税法により滞納整理を行っていくこととなります。しかしながら、この市税において一度に支払いができない方については、毎月一定額を納付いただく、分納契約を出していただいて、納税を将来につなげ、完納を目指すことといたします。

また、市のほうでは、令和2年度に債権管理室というものをつくりまして、私債権の徴収方法についての助言を行い、その徴収の強化に取り組んでいるところであります。

債権管理室では、所管から移管を受けた滞納債権について調査、そして折衝を行い、最終的に債権の完納を目指すといった、そういった部門であります。

市内に限らず、調査が必要な滞納者の居住地へ赴いて、現況の調査をすることもございます。税と同様に分納契約を促すということもございます。この過程で、法的なアドバイスのため、委託の弁護士、こういった方に相談できる体制もつくっております。

結論としましては、他団体、他の自治体等では、弁護士事務所に回収を委託する事例もあると承知はしております。

まず、当市にとりましては、この債権管理室、これを十分に活用し、そして今後、議員御指摘のような、この外部機関の活用という点のことも検証をしながら、回収に取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の病院につきましてでございますが、民間制度としての入院費の連帯補償ということに御質問ございましたので、これはあくまでも民間が行う連帯保証人の代行制度として回答させていただきます。

以前、市民病院において、弁護士による回収を試みることを検討したことがありました。当時、弁護士からは、2年から3年前までの債権でないと、難しいとの回答がございました。また、私債権でありましても、今回は公立病院というものの債権でございますので、そこへ民間を入れらせてしまうということは、一体どうなるかということが躊躇された経緯があったようです。民間への委託につきましては、心配されるところとして、過度な取り立てにつながってしまうおそれがあるという点から、入院されて体が悪い方、支払い能力がないといったような方に対しても過度な取り立てが入ってしまうと大変お困りになるということもございます。そういった点から、積極的な導入にはまだ至っていないというところでございます。

今後の未収金の問題に対して、改善はイエスかノーかという点についてでございますが、今の申しましたように、利用者に対して過度な取り立てにならないようなことであれば、答えはイエスで

ございます。

以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） 市長、ありがとうございました。

もちろん公平性を保つために適切な徴収はしていただきたいとは思っておりますが、市長おっしゃられたとおり、やはり体調の悪い方、生活状況でどうしても支払いできない方においては、市の執行部の方の判断のとおりだと思っております。

ただ、市のサービスを継続していくためにも、適切な税の、未収金の回収は継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、大項目 2 つ目に移らせていただきたいと思います。

大項目 2 つ目は、市役所の喫煙に伴う諸問題と喫煙所の管理等についてです。

写真をお願いします。

現在、市役所の本庁敷地 2 か所に喫煙場所があります。1 つは、愛宕公園駐車場入り口付近にある開放型の喫煙所。写真をお願いします。ここですね。それと、正面玄関付近に設置されている屋外型の密閉型喫煙所。これも写真が出ます。2 か所が設置されています。

しかし、一部の市民の皆様から、これらの喫煙所の利用と受動喫煙、喫煙所の管理について懸念の声が寄せられています。今回は、その点について取り上げさせていただきます。

1 つ目です。喫煙時間の管理について質問をさせていただきます。

市民の皆さんから、市役所の職員が休憩時間以外にも喫煙をしているのではないかと、という声があります。そのため、喫煙時間の管理が適切に行われているかどうか、市民からの信用にかかわる重要な問題であります。

例えば、昼休みなどの決められた休憩時間内であれば問題はないと思います。しかし、来庁した際に、何度も休憩時間以外に喫煙所に職員がいるのを見かける、といった声をお聞きしました。確かに、業務の都合上、休憩時間のずれ込みといった状況もあるやもしれません。しかし、こういった内部の状況は、来庁された外部の方には分かりません。

例えば、休憩時間が正午の昼食休憩とされている場合、その他の時間の喫煙はどう説明したらよいのでしょうか。このような状況が続けば、勤務時間中にも自由に喫煙をしているのではないかと、また、休憩時間以外に喫煙をして残業となり、時間外勤務をしているのではないかと、という誤解を招いている声があるのも事実です。これらは、市のイメージが低下するといった影響を及ぼしかねません。そして、これらは、喫煙をしない職員にとっては不利益でしかありません。

そこで 2 点お尋ねします。

1つ、現在職員の喫煙時間についてはどのように管理されているのか。

2つ目、市民から指摘のあった勤務時間中の喫煙を防ぐための具体的なルールや取組はあるのか。

適切な勤務時間の管理は、市民の皆さんの信頼を確保すると同時に、業務の健全な運営につながると考えますので、お考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをいたします。職員の休憩時間についてですが、一般的な行政職の場合は、12時から13時までの1時間を休憩時間として運用をしています。ただし、窓口当番や現場対応などで、この休憩時間中にも業務を行っている職員がごいますので、この場合は休憩時間をずらして休んでもらっているといった具合でごいます。休憩時間中は職員は自由に過ごすことができます。指定された場所であれば喫煙することもできます。休憩時間がずれる職員があることから、本来の休憩時間を過ぎて喫煙をしているような場合もごいます。

次に、休憩時間以外の喫煙についてでごいますが、職員が勤務時間中に一時的に席を離れ、喫煙場所で喫煙することは、常識の範囲内で公務に支障を生じさせない必要最小限の範囲であれば、社会通念上許容される行為ではないかと考えているところでごいます。ただし、あくまでも最小限の範囲であり、頻繁に喫煙することを認めているものではごいません。

御質問の1点目、現在職員の喫煙時間についてどのように管理されているのかという点についてでごいますが、厳密には管理をしていない状況でごいます。離席の回数や時間の目安については示しておりませんし、職員の自覚に任せているのが現状となっています。

そして2点目の、市民からの指摘を受け、勤務時間中の喫煙を防ぐための具体的なルールや取組はあるのかと。この点についてですが、現時点では常識の範囲内で公務に支障を生じさせない範囲であれば、勤務時間中の喫煙を容認しているといったところでごいますが、これは職員のモラル、マナーに頼るところが大きいのが現状でごいます。したがいまして、改めて喫煙のマナーの遵守とともに、節度ある行動について指導をしてまいりたいと、このように考えているところでごいます。

そして勤務時間中の喫煙の禁止などのルールについては、こうした指導の状況を見ながら考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

（1番議員挙手）

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） ありがとうございます。喫煙をされる方のモラル等についてですが、私も以前喫煙をしておりました。その中において、やはり吸う方と吸われない方の気持ちもよく分かるつもりであります。ルールをつくって管理をしてしまうということよりも、皆さんのモラルを高めて

いただいて、今、室長の言われたような対応を進めていただければいいかなというふうには思っております、個人的には。ありがとうございました。

次に、喫煙場所と受動喫煙についての問題になります。

市役所を訪れる市民の皆さんにとって、より快適な環境を整えるためにも、適切な喫煙所の管理が求められます。受動喫煙防止の観点も踏まえ、市の考えをお聞きしたいと思います。

タブレットをお願いします。少し画像が小さいので、赤字のところを拡大していただけるとありがたいんですけども。

赤線が引いてあるところなんですけれども、行政機関の敷地内は、原則、喫煙が不可となっております。屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がなされた場合に、敷地内に設置することができるかと記載があります。

私が市民からお聞きしたのは、屋外の喫煙所では、煙や匂いが風に流され、図書館の入り口付近や自動販売機付近まで広がってしまう。自動販売機付近で、火のついた紙巻タバコを吸いながら飲み物を買っていた人がいる。また、正面玄関入り口近くに喫煙所があるため、庁舎を利用する際に目についてしまうといった意見です。

特に、開放型の喫煙所では、風の影響で煙が広範囲に広がり、施設を訪れる市民が意図せず煙を吸い込んでしまう状況が生じています。また、喫煙所以外の場所で火のついているタバコを持っての行動については、喫煙者のモラル欠如が大きな問題ではないでしょうか。非喫煙者が意図せず煙を吸い込むことになり、健康被害につながることは十分にあり得ます。

特に、小さなお子さんを連れた方や呼吸器系の病気を持つ方にとっては深刻な問題となり得ることなのです。喫煙所の設置には、受動喫煙の問題を大きく深く考慮する必要があります。厚生労働省の指針では、受動喫煙防止の観点から、施設の出入り口や人が集まる場所の近くには喫煙所を設置しないことが推奨されています。

また、密閉型の喫煙所も市役所の入り口付近に設置されていることで、来庁者の目についてしまい、市民の皆さんが不快に感じる要因になっているのではないのでしょうか。喫煙や喫煙所の設置そのものが問題なのではなく、喫煙におけるモラルや設置場所等の管理が十分であるかどうかという点が問題となってきます。

ここで、他の自治体の例に目を向けてみます。

令和6年11月27日の岐阜新聞では、県内のある自治体が、新庁舎に設けた特定屋外喫煙所に必要な措置を講じていないとして、県保健所から行政指導をされていたと取り上げられています。このように、行政に対してでも行政指導が適用となるケースがあるのです。この記事に、喫煙所は庁舎の入り口付近ではなく、敷地の奥まった場所に喫煙所を設置するなど、導線とは切り離しの工夫を行う必要があると記載されています。

このような取組を参考にしながら、当市においても、より適切な管理を検討する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、喫煙所の管理についてお尋ねいたします。

1つ目、現在、本庁敷地内の喫煙所、開放型及び密閉型喫煙所の設置場所、今後の管理状況や見直しは考えておられるのか。

2つ目、受動喫煙対策を強化するために、喫煙所の管理方法を改善する意向はあるのかどうか。

3つ目、より適切な喫煙管理を導入する考えがあるのかどうかをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 現在、庁舎周辺には、議員御指摘のとおり2か所の喫煙所を設置しております。庁舎等の利用者や職員の受動喫煙防止対策のために、喫煙場所の見直しを図りたいと考えております。

具体的には、愛宕駐車場内の開放型喫煙所は廃止いたします。

また、庁舎と文化センター間の個室型の喫煙所につきましては、場所の検討を進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

（1番議員挙手）

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） ありがとうございます。

愛宕公園のところの喫煙所の廃止と、市役所玄関の入り口の喫煙所の移動というお答えをいただき、大変ありがとうございます。やはり市役所を訪れる全ての市民、そこで働く職員にとって公平で快適な環境を提供すること、喫煙者と非喫煙者双方が納得でき、受動喫煙のリスクを最小限に抑える体制というのは大変大切だと思います。

今後も、喫煙者・非喫煙者双方の意見を取り込み、適切な管理に努めていただきたいと思います。ありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森藤文男） 以上で、北山浩樹議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

（午前10時05分）

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（森藤文男） 10番 本田教治議員の質問を許可いたします。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

このたびの私の一般質問は、大項目は1つでございます。

本市における、このたびの豪雪における自然災害の現状と今後についての質問をさせていただきます。

小項目では、5つの項目がありまして、1つが、その豪雪により、生活、産業、教育といったところへの影響はどのようなことなのか、2つ目に、過去の豪雨、大雨で土石流が発生した地域において災害を受けた教訓で、本市において調査・倒木の処理などの対応の状況、3つ目に、今回の豪雪による停電について、4つ目に、災害時の停電による通信について、5つ目に、国道156号線、雨量規制についての5点を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、1つ目の質問をさせていただきます。

本年、令和7年の1月7日から本州日本海側山地を襲った豪雪。ネットで調べましたら、観測所があります白鳥の長滝で、1月10日、最深積雪、今まで積もった積雪の量でございますけれど、125センチとなっておりますが、現実、高鷲とか、そういったところでは、もっとかなりの積雪があったかと思います。

また、偶然ですけれども、昭和56年の五六豪雪も1月7日で行われました。この時には、郡上北高校の新築されて間がない体育館が崩壊するというような被害もありました。

また、これも偶然ですけれども、令和3年の1月7日には、白川村で245センチ、長滝で141センチと、そのときには、県道314号の通行止めによりまして、石徹白地区で110世帯、243人、スキー客等が280人程度が孤立するといった、そういった被害がありました。

このたびの豪雪により、本市への被害を受けて、一体、市民生活、停電件数と復旧までの日数や災害時における生活における課題など、把握していることを報告いただきたいと思います。

2つ目に、産業・経済においては、農業、運送業などの被害状況や、特に今後の農業、畜産における支援策の考えを伺いたい。

3つ目に、学校教育では、休校などにおける影響と対策の報告をお願いしたいと思います。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、私からは御質問の市民生活に係る影響等についてお答えをさせ

ていただきます。

郡上市では、2月4日と7日に大雪警報が発表されまして、継続的な降雪となったことから、様々な分野で影響がございました。

市民生活への影響という点では、大きくは停電であったと、かように認識しております。

電力会社に確認したところ、市内30地区で、住家、それ以外も含めまして、延べで4,798か所が停電し、復旧までに最も時間を要した地区は、住家に影響があるところで、おおむね2日と15時間を要したところがありました。

災害時の市民生活における課題としましては、大雨や地震などの災害では、食料や生活物資の調達あるいは電気や水道などのライフラインの確保、トイレの確保などが上げられます。

今回のような豪雪災害になりますと、そのほかにも、除雪でありますとか、停電時の寒さ対策などが課題となってございます。

自治会などからの意見や御要望を受けた内容としましては、自主避難所を開設したけれども、停電で電気が使えないために、石油ストーブや発電機を貸してほしいといったことや、高齢者世代が増えており、自宅の屋根の雪下ろしや敷地内の除雪にも不安がある、あるいは特に屋根の雪下ろしに関しては補助などをしてもらえないかといったことの御意見が寄せられまして、豪雪時の課題として把握したところでございます。

以上です。

○議長（森藤文男） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、私のほうからは、農業についての被害について御説明をさせていただきます。

農業の被害状況につきましては、現在までに農業生産施設の被害といたしまして、トマトやハウレンソウの雨よけハウスで58棟、特に、白鳥町石徹白地内においては、そのうち56棟が積雪によります埋没での被害を確認しておるところです。

そのほかにも、水稻の育苗ハウスや農業用の倉庫などで2棟、農業用機械8台の被害状況となっております。

畜産の被害状況につきましては、積雪による施設倒壊などの甚大な被害はなかったものの、倒木等による停電によって搾乳ができないなどの被害が発生いたしましたが、あらかじめ発電機を準備するなどの対応によりまして、生乳の廃棄などの被害を防止することができております。

ただ、市内はまだ多くの積雪がございまして、被害の全貌がつかめていないという状況ではございます。

今後、そうした被害の状況を確認をしながら、国、県、また、共済等の活用によります支援を、県とかJ A、農業共済等と連携を図りながら行ってまいりたいというふうに考えておりますので、

お願いいたします。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 私のほうからは、学校の対応について回答させていただきます。

教育委員会では、非常変災時の対応として、朝6時の時点で警報発表中の場合は自宅待機、8時の時点でも発表中の場合は臨時休校としておりますが、大雪警報につきましては、各学校で対応が異なる場合がございます。今回1月から2月の大雪警報の影響では、小中学校の休校は美並地域以外の22校で延べ79回ありました。

また、休校となった場合の子どもたちへの授業への影響についてでございますが、授業時間を5時間から6時間に変更等することで、各学校で対応をしております。

また、登下校時におきましては、保護者にすぐメールで配信し、積雪時における注意喚起を行ったり、教職員による通学路の安全確認、随伴下校を実施したりすることで、児童生徒の安全確保に努めておりました。

以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） ありがとうございます。各所管においての御報告をお聞きしながら、やはり郡上市かなりいろんなところで被害が起きていたんだということが分かりました。

また、先ほどの御答弁の中にも、まだ全容がつかめていないというような報告も受けましたので、また、引き続き今後も調査のほうをよろしくお願いするとともに、対応についても、何とか市民のために全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。

学校教育におかれましても、小中、大体年間202日間は授業日数じゃないかなというのは平均で伺っております。そういったところで、先ほど5時間を6時間にするといった、そういった対応のおかげで、今行われております、皆さん無事に卒業することもできましたし、その御対応の成果が出たなということで安心いたしました。

備えあれば憂いなしと申します。本市が行った調査を基に、市民が安心・安全に暮らしを維持し、改善できることは改善していただくよう、引き続き今後もよろしくお願いしたいと思います。御報告ありがとうございます。

では、2つ目の質問をさせていただきます。先ほど来、お話ししました昭和56年に起きた豪雪の、通称五六豪雪を思い出されますけれども、豪雪時によりまして、谷への倒木により、今度はその後の大雨、豪雨で土石流が発生し被害を受けたというところが、いろんな地域であったことは記憶しております。

それを受けた教訓で、調査、倒木処理などの対応を本市としてはどのようにされているのか伺い

たいと思います。

調べましたら、昭和56年の豪雪を皮切りに、2004年の台風10号や2018年の台風7号、停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となりまして、東日本から西日本にかけて非常に激しい雨をもたらしました。

ここ郡上市においても、中部地方整備局管内において——長良川上流の栃洞というところがあるんですけど、白鳥の六ノ里でございます——でも、7月4日からの降り始めから総雨量が1,200ミリを超え、流域の年間平均降水量の約半分に相当する雨をわずか4日間で降ったという、そういった大雨となりました。

全国的に被害の原因の一つに、豪雪による倒木が谷にあり、処理が追いついておらず、土石流が発生した地域もある。本市において、そのような事態にならないよう、本年度中にその対策をどのようにお考えしているのか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それでは、お答えをいたします。

まず、林道周辺の倒木関係についてでございますけれども、第2次緊急輸送道路でもあります大規模林道における倒木に関しましては、通行の安全を確保するため、倒木の連絡を受け次第、迅速に対応してまいりました。

しかしながら、多くの林道は、除雪の対象とはなっておらず、残雪の影響により現状の把握が困難であることが実情でございます。

今後、残雪の状況を見極めながら、また職員による林道パトロールや情報提供を通じまして、被害の状況を把握し、通行の確保に努めてまいります。

山林内の倒木についてでございますが、最近の大雪によるもののみならず、過去の台風や雪害等による倒木など様々な要因が考えられます。特に、土石流対策につきましては、県との調整が必要となりますので、どの事業で対策を実施するかを検討するため、まずは市及び関係機関による状況把握に努めまして、必要に応じて関係機関との協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） すみません。ありがとうございます。郡上市は、本当に森林に覆われておりまして、9万2,000ヘクタールと、郡上市の総面積の約9割が森林に覆われておるような状況でございます。先ほど部長からお話がありましたような、そういう調査も大変かなというふうに思い

ますけれども、生活に関係した、そういった道路であったり、林道であったり、谷であったり、そういったところは、とにかく優先していただきながら、引き続き調査をしていただきながら、大雨による災害を食い止めていただきますよう、引き続きお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

では、3つ目の質問をさせていただきます。

今回の豪雪により、極寒の中、停電が市内において発生しました。先ほども報告がありました。その原因はほとんどが、電線への倒木が原因かと思われます。

タブレットに画像を2枚用意しましたので、お願いいたします。

このように電線に寄りかかった倒木というのは、いろんなところで皆さん目にされたと思います。これを見れば、停電を引き起こした原因というのが一目瞭然かなというふうに思います。

今後、停電が起きないように、特に倒木による線状降水帯、台風の被害を最小限に抑制させる対応を伺いたいと思います。

倒木による停電の影響は、当時のテレビ中継でテロップで流れておりましたが、市内においては約250世帯、関市においては1,560世帯も停電があったようでございます。

本市では、北部より南部が停電の影響を受けた現状を鑑み、電力会社と密な協議をしていただき、年内にも対応を検討するような、そのような計画はあるのか伺いたいと思います。

倒木の撤去時には、電力会社が地権者を探し連絡し、承諾を取ってから作業をすることによって時間を要するというのを、私、過去に聞いた記憶があります。

災害時、緊急でありますので、督励をもって迅速に対応できるよう検討していただけないかなというふうに思いますので、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） このたびの大雪によりまして、市民生活が大変困窮したということ、本当に市としてもこれからしっかり取り組まなければならないと考えております。

現場のほうでございますが、私も大和町の河辺、20件ほどですけれども、振興事務所長とともに朝、一軒一軒回って歩いてきました。皆さんお隣同士、声を掛け合って、家族同士、助け合って、しっかりやっておられました。

また、那比地区の大規模停電でございますが、入口から一番奥の宇留良、また新宮の奥までずっと回りましたが、やはりどこの地区も皆様それぞれが助け合って一生懸命やっておられるというような状況でありました。

今回の倒木による電力の供給途絶ということにつきましては、事前対策として、ライフラインの保全対策事業というものはあります。これは、強風とか大雪等により倒木が電線に影響しないよう

に、あらかじめ電線沿いの立木、いわゆる立木でございますが、立木を伐採するといった事業であります。

今回の大雪被害につきまして、この停電を受け、電力会社のほうで原因の分析、また今後の対策について検討がされているところでありまして、ライフライン保全対策事業の実施ということになりましたら、これは市も全面協力をしたいと考えています。

ライフライン保全の対策事業、このほかに山裾の立木、これを伐採する事業としまして、沿道林修景整備事業、また生活保全林整備事業という、この2つがございます。

沿道林修景整備事業は、道路の維持管理を中心とした事業でありますし、生活保全林の整備事業は、集落、特に民家の保全対策事業でありまして、停電対策に特化したものではありませんが、事業の実施区域に電線があれば、これも有効な停電の対策となっていくものと思います。

なお、生活保全林の整備事業につきましては、これは唯一、森林環境譲与税を活用した事業になりますが、補助金の交付事業となっておりますので、実施主体は自治会等になりますから、実施条件が合う箇所があれば自治会等で御検討いただくようお願いいたします。

また、ライフラインの保全対策事業、これと沿道林修景の整備事業、これは立木所有者の承諾をいただいて、それから、玉切りした立木を現地に安全に据え置くという、そこまでの事業であります。

こういったことも、住民の方に御理解をいただいて、それを運び出すというところまでの事業ではございませんので、市民の皆様にも周知していただければ幸いです。

立木伐採、こういった場合は事前に議員御指摘のように、この所有者の承諾が必要になります。

ただし、既に倒木が電線にもたれかかっているといった場合などは、電気の供給に重大な支障が生じている緊急の場合ということでありますので、電気事業法の関係で先に伐採を行って、後から事後通知という形になります。

こういったこともございますので、現状で議員いろいろ御指摘いただきました、こういった災害時の緊急、こういったことをしていくかというシステムにつきましても、こういう幾つかの事業で対応はできると思います。

事前にまた自治会のほうともよく御相談をいただいて、令和7年どういう防災対策をしていくかということを練っていきたいと考えております。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） 御答弁ありがとうございます。今御説明ありましたような、いろいろな対策があるということが分かりまして、ちょっと安心したところもありますが、そしてもう一つは、先

ほど言いました電力会社が、地権者を探し出してという、そのタイムロス、そこも緊急のときには大丈夫だよというお話もいただきましたので、ありがたかったかなというふうに思います。

やっぱり停電されている、困っている市民の方々にとっては、一分一秒でも早く電気が欲しいと強く訴えられますし、かといってこの電力会社、現場においては徹夜で作業されている状況を目の当たりにしまして、本当に大変なことが起きているなというふうにも思いました。

みんな頑張って復旧しとるんやということを市民一人でも多く伝えることも、何らかの手段で考えなきゃいかんのかなというふうにも思いました。また、今後もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、4つ目の質問をさせていただきます。

今、出ました災害時の停電による通信に特化したことでございます。

停電により情報通信が固定電話をはじめ、携帯電話もこのたび使えませんでした。豪雪により停電が長引き、少数ではありますけれども、相生・那比地域の避難所で、先ほど市長が言われました那比・宇留良地区でもそうでございます。避難所が開設され、そこで過ごされた方も少数ではありますけれどもあります。

そのときには、市の職員が、俊敏に支援物資を届けていただいたり、開設にお手伝いいただいたことは本当に感謝しておりました。そのときは本当にありがとうございました。

そのとき、私も避難所をのぞいていたわけでございますけど、時を同じくして、その次に、国道256号線をそのまんま北上し、宇留良という地区を行ってきたんでございますけれども、今思いますと、市長より少し早い時間に僕が行ったんかなというふうに思います。

そのときに、偶然、倒木が発生しまして、通行できなくなりました。戻ることも進むこともできず、そして応援を呼ぼうと思っても、携帯電話が使えなかったのも、これはどうしたことかと思ったところ、車にちょうど運よく手のこを、のこぎり2本積んでいたもので、そしたら、また運よく対向車のほうから、木の倒れている向かい側から、車の乗ってみえるドライバーが見えたので、その人に1個のこぎりを渡し、2人でぎっこぎっこ切りながら、何とかそこを回避したと、そういったことがありました。

手で切れるほどの、余り太い木ではありませんでしたけれども、でも、やっぱり四、五メートルあるようなほどの長い木でございまして、あんなのが車、あるいは通行されている方に当たりますと、とんでもない事故になるなというふうにも感じました。

そういったことがありまして、数日後にNTTドコモの業者の方が、よく、皆さん、各地区にあります携帯電話の中継局の点検に見えていましたので、声をかけてお話を伺いました。

停電時のことを伝えますと、その中継所にはバッテリーがどうも設置してあるようでございます。でも数分で使えなくなるよということでございました。

ならばそのバッテリーが長持ちするように太陽光発電機などの設置はできないのかということも伺ってみましたところ、費用の面で全部のそういった中継所につけることは無理だなというふうにお話ししてみえました。

でも、しかし、市などからの要望があれば、費用面のことはこれからも協議していくわけでございますけれども、設置は可能ではあるよということを伺いました。現に、ほかの市町村では、そういったことをしましたというふうに業者の方が言われました。

全箇所は不可能かもしれませんが、要所要所のそういった携帯電話の中継所に、そういった設備が設置できないのかということをお聞きしたいのでよろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 今回は通信障害のことにつきまして御質問いただきました。

携帯電話の無線局の設備の停電対策につきましてですが、株式会社NTTドコモより無線局の停電時、この対応の業務を委託されています株式会社ドコモCS東海に確認をいたしました。

各無線局には、非常用のバッテリーが全て備え付けられているとのございます。また、停電時であっても数分で停電するということはありませんという返事でした。このことをちょっと御確認ください。

また、携帯電話の無線局には様々な規模がございます。外気温等にも左右されますが、停電中であっても小規模な基地局で約2時間、大規模な基地局では約6時間の運用が可能という回答を得ています。

また、携帯電話事業者は、非常時に無線局へ電源供給ができる車両、また持ち運びが可能な発電機を用意しておりまして、停電が長時間に及ぶ場合、こういった時には現地で電源を供給し、通信の確保に当たっているという、これも回答を得ております。

しかしながら、先月2月の7日及び8日に発生しました八幡町那比地区の停電時には携帯電話の無線局の機能が停止しないように対応を行ったそうですけれども、道路の積雪が非常に多く、その影響により現地への到着が一つは遅れてしまった。また、電源の供給再開に時間を要したということがございましたので、結果として議員御指摘のように、一部の無線局において非常用のバッテリーが尽きてしまい、携帯電話の利用ができなくなってしまったということをお答えいただきました。

また、御質問のございました太陽光発電、こういったものの利用につきまして、同じく株式会社ドコモCS東海に確認をさせていただきました。

公共施設などの発電施設設備から電源を供給することで無停電化している施設はあるということですが、山間地等に整備されている無線局では、行政の費用負担による太陽光発電等を利用した発

電設備の設置実績は、これまでにないということで、現段階では整備の運用や費用対効果から対応は難しいという、これも回答を得ております。

携帯電話、スマートフォン等の利用につきましてのこの通信インフラは、現代においては重要な基盤となりますので、今後も通信事業者との情報交換を行って、まずは降雪時、道路の確保、そして倒木の危険のある箇所への事前の対応など、災害時の停電対策ということをまずは進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（森藤文男） 本田教治議員。

○10番（本田教治） 御答弁ありがとうございました。私が聞いた業者の方は、そういった実績があるというふうにはおっしゃっていました。

今、市長の答弁の中で、山間地ではという話もありましたが、どんな場所で、どういうところだということまで、細かいところは伺っていなかったもので、ひょっとしたらそういった事例が、その業者に実際行われていた、わざわざそういうふうにおっしゃってくださったので、そうじゃないかなというふうに思いますが、現実、そういったことは無理だということを伺いましたので、そういったNTT業者が対応に走り回っているということはよく分かりました。

余り解決にはなりませんけど、そうなんです、バッテリーも本当に2時間、6時間というような、そういう感覚では私たち地元の者もなかったもので、いろいろあるのかなというふうにも思いました。また、それは私のほうでも今後調べていきたいというふうにも思っております。どうもありがとうございます。

市長におかれましては、誠に3つ目の質問に対してになりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、国道156号線の雨量規制についてでございます。

吉野規制区間の美並三戸から八幡町稲成の6.3キロでございますけど、連続雨量が150ミリで通行止めとなっている状況でございます。所管は、国道であり国の所管ではありますが、市としての見解を伺いたいというふうに思います。

近年の異常気象に伴い、線状降水帯、台風の影響により、過去もこれからも孤立する地域があります。解決策として、県道と国道をつなぐ、長良川を渡る橋梁の新設もあります。それに関しましては、膨大な費用がかかるということ、当面は無理だということは、以前の私の一般質問でも御答弁をいただいておりますので承知しております。

では、近々の対策として、通行止め雨量規制の上限を200ミリまで上げることはできないのでしょうか。それはいつ頃になるのでしょうか。状況と今後の対策など、お考えをお聞きしたいと思い

ます。

また、あわせて市民からの御意見で、広報無線にて、雨量基準を超えたので国道は通行止めとなっておりますという放送が流れます。突然通行止めになったということで、皆さん戸惑うのが今の状況でございます。間もなく通行止めになるよといったような内容の放送はしていただけないのか、あわせてこの2点の御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 国道156号線の雨量通行規制につきましてお答えをいたします。

現在、この156号線の通行規制は、連続雨量が150ミリで通行止めという具合に設定がされており、特に規制区間内の集落では、制限が解除されるまで帰宅ができなくなるなどの大きな影響が出ておることは承知しております。

市は、この状況を改善するために、国、岐阜の国道事務所に対して、規制区間の解除、それと、規制基準の緩和ということをお願いし、防災対策もあわせて実施要望してまいりました。

国からは、吉野規制区間では、全部で29か所の危険箇所のうち、現在26か所が防災工事を完了しており、残る3か所において落石や土石流などの課題が残っているため、引き続き防災対策を進めていくことや、また、神路の規制区間につきましては、全13か所の危険箇所のうち11か所が完了、残る2か所のうち1か所は、今年度対策を実施しており、最終的に1か所が県と連携して対策を進めているという御報告をいただいております。

また、防災対策が実施された後も、安全確認とこのための期間が必要となるため、これは経験則ということで、何年ということは明示はできませんが、即座に規制が解除されるわけ、そういったことではありません。今後、対策、この状況を確認しつつ規制の緩和を検討していきたいという、こういったお答えが来ております。

大学等の識者とも相談をしながら、よく考えておるということですが、これの根底には、本当に痛ましい飛騨川のバス転落事故という大きな国道管理者にとっても、そして、命を守るという意味でも、そういった事故がありましたので、国のほうとしては、本当に重ね重ねしっかりやっていくというようなことを言っておられます。

まだ、現時点での規制解除に向けての明確な期限は、先ほどの理由で、経験則という点からもお示しをいただいていないのが現状でございますが、防災対策は確実に進んでおり、吉野規制区間及び神路の規制区間の規制解除、この解除ということや緩和に向けて、国のほうへも引き続き要望は行っておりま。

本年も岐阜国道事務所へは何度も足を運び、名古屋の地方整備局へも行っておりま。やはり国のほうとしても、先ほど御答弁しましたように、大変慎重になっているということがござい

すので、これは市のほうで解決できる問題ではなく、やはり国のほうで防災対策を進めていただくということになると思います。

広報無線につきまして、通行規制がございます。それのお知らせについて、管理者から通知により報告をしておりました。

管理者のほうでは、かなり前に、私の、市長のほうへも入ってきますが、数時間前に、きょうの午後ぐらいから規制がかかる可能性があるというような、そういった連絡はあります。ただし、時間がすごく長い、早いときにまいりますので、そのときから流しても実際に止まるかどうかは分からないといったような状況で、※通行止めになりますというのは直前に入ります。ですから、それが市役所へ届き次第、すぐに放送をかけているというような状態であります。

現在、こういった道路管理者からの通知等を含め、ホームページ、郡上市のアプリ、ケーブルテレビのデータ放送、それ以外にも国道の状況といったものは、皆さん、スマートフォン等で情報をとることができ、随時情報提供が行われているという状況を踏まえまして、今回、令和7年4月から、こういった広域の広報無線というものは廃止をしたいと考えております。今後は、そういったデジタルデータ等を見ていただき、皆様で国道の状況等をそれぞれが知っていただくというような形でお願いしたいと思っております。市民の皆様へは、広報の4月号でお知らせする予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長(森藤文男) 本田教治議員。

○10番(本田教治) ありがとうございます。ただいま市長の御答弁を伺いまして、本市としても、今、また、通行止期間につきまして、何度も何度も国のほうへ足を運び要望してみえるという現実を今お聞きして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

私たち市民にとりましては、大雨が降るたびにまた通行止め、通行注意になるよ、なるよということで、冷や冷やしているわけでございますけれども、先ほどお話がありましたとおり、危険箇所であったりといった、その防災対策も着実に進んでいるということを伺って本当にうれしく思っておりますので、あと残り数か所、何とか早く進むように、また引き続きの御要望をよろしくお願いいたしますというふうに思います。

また、広報無線につきましても、私、偶然たまたま今回質問したわけでございますけど、4月から廃止ということで、これからホームページあるいはそういうネットで、それぞれ各々が確認するということになるということでよろしかったですね。

となりますと、また周知していただくということでございますけど、また、その活用する方法につきましても、市民に分かりやすく説明していただきますようお願いしたいと思います。

※後刻訂正発言あり

では、これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定をいたします。

(午前10時59分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

(午前11時10分)

◇ 野 田 かつひこ 議員

○議長（森藤文男） それでは、17番 野田かつひこ議員の質問を許可いたします。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番、日本共産党 野田かつひこでございます。どうかよろしくお願い致します。

農林水産部長のほうから通告どおりやってくれとくぎを刺されましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。お願いします。

2つ用意しました。1つは、直接的にはこの市政のいろんな事業に直接的に関わるものではありませんが、ただし、市民生活や私たちの生活には大変大きな影響があると思われる年号の表記についてであります。

もう1つは、農業問題であります。よろしくお願いします。

さて、私たちは、生まれてから死ぬまで、死んでからも、出生届から始まって死亡届まで、ありとあらゆるいろんな機会に年号の表記、これは一体どんだけ書くんでしょうね。随分たくさん、令和7年とか、私で言えば、昭和何年とか、随分書いてくるんですが、これについて本当に私たちの生活との関わりは深い問題だと思います。

よく言われるように、年号の表記というのは時間の物差しである。物差しというのは、時や場所によって変わるのは大変具合が悪い。外国へ行こうが日本であろうが、世代が変わろうが、一つの物差しであるにはこしたことはない。これはもう誰もが納得できることであり、思うことだと思います。そういう意味で物差しは、共通性と連続性が問われるわけです。

こう言えば、当然ながら日本が今現在使っている年号表記は不便極まりない。皆さん方もそう思われるかもしれませんし、いや、そんなふうに思わんがとおっしゃる方もあるかもしれませんが。でも実際は、今からる説明させていただきますが、いろんな場面で困ることが多いはずで。

そこで全体として、日本社会全体として見ると、元号表記から西暦表記へと少しずつかもしれませんが、私は移行しているように思います。

そうした中で、国やあるいは県のほうから、上位の機関から、西暦よりも元号をお使いなさいとか、あるいは法律上、そういう指示や、あるいはお願いがあるのかないのか。逆に言うと、どちらを使おうが、それは全く自由なのか。その辺のちょっと確認をさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 御質問の公的文書における元号、西暦など、年号表記の方法について、法的な規定や国からの指示等はまずございません。

国におきましては、令和6年5月に行われた第123回国会におきまして、公的機関への電子申請における元号使用強制等に関する質問趣意書というものがございまして、その中で公文書として元号を用いる場合は、元号だけでなく必ず西暦を含めるようにすべきではないかとの質問があり、政府の見解を問われました。

その中で、元号が国民の日常生活において長年使用されて、広く国民の間に定着し、法制化されていること及び国、地方公共団体等の公的機関の事務については、従来、年の表記には原則として元号を使用することを慣例としてきており、西暦も便宜に応じて併用されてきていることから、政府として元号を用いている場合は、元号だけでなく、必ず西暦を含めるようにすべきとは考えていないと回答をされております。

また、岐阜県においても、従来の慣例として元号を使用しているものの、必要に応じ西暦の使用や併記などの対応をとることを妨げるものではないとの回答でございます。県内他市においても、同様の状況となっております。

全国の自治体におきましては、公文書における年号表記は原則として元号によるものとし、西暦による表記を適当と認める場合は西暦を併記するという内容の規則を定めているところもあり、元号、西暦または双方の併記を便宜に応じて使い分けている、そういった状況であると認識しております。

以上です。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 法的な規定はないが、慣例とか必要に応じて使い分けるということですが、その使い分けが非常に複雑怪奇といいますか、もちろんルールはありませんし、その場に応じていろんな表現が出てくるので、本当にこの戸惑うこと、一体これは西暦では何年なのか、こういう場面は非常に多いわけですが、御承知のように元号法という法律が、ただ一つこれに関わっているわけですが、たった2つの項目、2項しかありません。

元号法は、どういう場合に、誰が元号を決めるのかということだけは決まっています。ただ、あれが国会で成立したときに、私もちょっと記憶があるんですが、国民や市民に対してこれは強要するものではないという附帯がつけられております。そういうところから今の御答弁があったものと思います。

さて、国からそういう通達や指示がないとすれば、市のほうではこれをどういうふうに使おうか、一応、原則自由になるわけなんですよね。ただ、慣例的にこうやって今、令和と表記をしているわけですが。

そこで私、幾つか使用の例を拾ってみました。じゃあ、タブレットのほうの資料をお願いいたします。

お手元のタブレットに登場しておりますのが、私が調べた代表的なと言いますか、年号表記の3つの例であります。

1つは、御承知でしょうか、Aというマイナンバーカードの年号表記というのを、見本というので余りリアリティーがないんで、実を言いますと、ある個人のを消しまして使わせてもらったんですが、これは本物でございます。

そういう意味で御覧になっていただけると、生年が、昭和何年何月何日生まれとなっているんです。元号を明記しておりますね。

一方、右側に、有効期限が書いてあるんです。これは、西暦2026年何月何日。1つのカードの中でもこんな状態なんです。いかにこの元号というのはやっかいなものなのか。

デジタルの社会やデジタルの技術や、この世代には、やっぱり合わないんじゃないですか、これ、どう考えても。国が自らこうやって有効期限に元号は記入していません。そりゃそうでしょう。その間に改元があるかもしれませんから。

2つ目です。その下のBです。こんなことも反映してか、もう随分昔から、いわゆる新聞紙上と言いますか、新聞の表記はそうになっております、御存じだと思いますが。これは、全国、私、全部調べたわけではありませんが、多分ほとんど全部そうだと思います。

3つ目です。C右上。ちょっとごめんなさい、私打ち間違えまして、大手自動「社」が違いますが「車」と変えてくださいますか。自動車メーカーのある株主総会の資料をちょっと見てみました。全て西暦、当然でしょう。元号はどこにも出てきませんでした。かように、多くを語る必要はないかと思います。

そこで、政府の資料はどうなのかというのを、やっぱりこれもネットで調べてみました。

いわゆる公的な文書、例えば、都道府県や市町村に伝える通達なんかは全部元号だと思います、多分。全部調べていませんが、郡上市へ来るのもそうだと思います。

ところが、その中に添付されているいろんな統計的データは、やっぱり西暦使っているんですよ

ね。途中で変わってしまうのは、どうにも具合が悪い。平成何年は、これ西暦では何年なんだろう、即計算できんのが普通でございます、なかなか。

そう考えると、政府においても、この統一性や系統性はないんですね。答弁におっしゃっていたように、必要に応じて使っていると、こういう程度なんです。

すみません、もう一つ、隣の農林水産部の資料を御覧いただきます。これ実を言いますと、2つ目の質問で御答弁いただくときに使っていただくんですが、この農林水産部の左上の一覧表、これ別に私がこういうふうをお願いしたわけではないんですが、もう既に併記。年度、2014年は平成26年、右側に26と明記してあります。とてもありがたい。分かりやすい。

そして、下のグラフは全て西暦です。ありがとうございました。以上で、この資料は閉じてくださって結構でございます。

そこで、この市の公的な文書あるいは市民への案内文書などで、西暦や元号表記に特段の支障があるのか、西暦表記。表記を取り入れて支障があるのかないのか。多分なかろうと思うんですが、もし支障がないとすれば、これは早々に西暦表記を取り入れるべきではないかと私は提起したい。

ただ、これまで、先ほど御説明あったように、長年の慣例もありますし、第一に、生年月日がもう元号ですから、変わってしまうとなかなかすぐは移行ができない。そんなこともあるので、いつまでかは分かりませんが、西暦・元号併記の対応はできないものか伺います。市長、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 元号と西暦の御質問ありがとうございます。

現在、市の公文書あるいは市民への案内文書等に関する年の表記は、元号または西暦のどちらを使用するかといった特段の定めは市としてございません。

国県においては、慣例として元号を使用しているところは、今御指摘いただいたとおりでございます。

市においても、国、県と同様に、元号を使用することをこれまで慣例としてまいりました。

市は、それぞれの文章等の目的や性質、また内容等を考慮した上で、必要に応じて西暦の使用や併記などについて対応しているところであります。

課題また検討事項といたしましては、元号と西暦の併記を義務づける場合は、併記を行う内容の範囲を検討していかなければならないと思っております。

市の事務において、市の文書と国、県等関連の文書で年の表記が使い分ける必要が生じて、混乱が生じる可能性もございます。

また、元号と西暦の併記へ移行する準備事項として、相応の予算と事務対応が必要となるという

ことも御理解ください。

今後の効果といたしましては、元号と西暦の併記により世界標準への表記に対応できるということもございますし、西暦と元号の換算の手間ということが不要になるというメリットもあります。

市の今後の方向といたしましては、必要に応じて西暦の使用や西暦の併記などということも考慮したいと考えまして、今後、さらに分かりやすい公文書の作成に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 私が申し上げたいのは、西暦オンリーにせよと言っているわけではありませんので、お間違いなきように。併記をしてはどうかと。ですから、混乱はありません。むしろ分かりやすく、混乱しないようにするために併記をお願いをしますということです。よろしくお願いします。

第1点目は、以上で終わりました、第2点目です。

これから持続可能な農業。郡上市は、本当に農業市、農林業市と言ってもいいと思いますが、市長の施政方針の最初の方針のところに農業や雇用が登場してまいりました。非常に重要な産業であるという認識は、また、これも共有できるのではないかと思います。

さて、こうした農業の環境を考えると、その産業がどういうふうに移行しているか、増えているか、減っているか、維持しているのかという、そういう観点で見るのがとても大事かと思いますが、そこで過去何年かにわたって、郡上市の農業地、田んぼや畑がどういうふうに変化しておるのか、減っておるのか増えておるのか、なかなか捉えにくいところが。見た目には耕作放棄地が目に入りますので増えているのかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

それから、農業に従事される方々が、増えているのか減っているのか、これは非常に重要な指標になると思います。これについて、まず統計的な数値を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、野田議員の質問にお答えをさせていただきます。

タブレットのほうで資料のほうを御用意しておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

この資料でございますけれども、農務水産課で把握しておりますデータを基に、耕地面積については過去10年の推移、担い手の推移については過去データの存在する過去9年の推移としております。

農家の推移については、主副業別の経営体推移として、5年置きに行われる農業センサスデータを参考としておるものでございます。

まず、耕地面積についてですけれども、過去10年の推移を見てみますと、水田、畑地ともに大きく減少はしていない状況ではあります。

要因といたしましては、農家数についてデータを見てみますと、主業、準主業、副業的とも大きく減少し、高齢化や後継ぎ不足等による農業離れは進んではいるものの、国の推し進めます担い手への農地中間管理事業等による農地の集積が一定程度進んでいること、また、同じく担い手への作業受託委託による農地の維持ということが考えられます。

次に、担い手についてですけれども、過去9年間の推移を見てみますと、大きくは減少していないという現状でございます。一定程度、毎年新規の就農者があるということが一つの要因と考えられます。ただ、今後は、担い手自体の高齢化、後継ぎについて確保できるかというような課題があると考えております。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 私もこういう資料を、市のみならず全国的な資料を見ながら、おおむね今の御答弁いただいた内容と共通するような認識を持っております。

農地は何とか維持しながら、担い手といいますか、農業者は減少していく。でも、それをいわゆる農地の集積という事業の中、こういう政策の中で、今のところはカバーをしてくれているのではないかと、今の御答弁のとおりだと思います。

ちょっと昔の話で恐縮でございます。また、私ごとに関わりまして恐縮ですが、私の小さい子どもの頃ですが、私の父親がある時つぶやいておりました。農業、農民でしたから、1日働いて、これが1箱や。見ると「光」というたばこでございます。御存じかしら、「光」なんてね。朝日が昇ってくるような絵柄でありましたけれども、当時、あのたばこは幾らしたか覚えていませんが、二、三十円だったと思いました。

1日働いて、たばこ1箱。今、農業者の所得は、農業だけで見るとどうなのでしょう。これは担い手の方々や専業の方々で大規模にやっていらっしゃる方は、ちょっと対象にしないとして、兼業で日曜百姓ぐらいのレベルで考えると、農業だけで収入を考えると。これは、客観的で科学的なデータがあるわけではないんですが、俗に言われるところによりますと、時給10円。いや、そんなことはないよ、時給100円ぐらいはあるだろう、こういう話もあります。すなわち、時給1,000円なんて話は、みじんも出てまいりませんね。

日本の労働の最低賃金は、そういうレベル。ようやく1,000円を超えたところではありますが、

1,500円を目指すと、こんな状況の中で。農業のみ所得で言うと、先ほど申し上げたレベルではないかと。こういううわさ話に全面的には賛成はできませんが、しかし感覚的には肯定できる部分がたくさんあると思います。

すなわち、農業だけではとても食っていけん。要するにそういう形で、日本は長い間農民の兼業農家によって支えられてきた。今のように担い手と称するような専業の方々というのは、かつてはほとんどと言っていいぐらいなかったんです。北海道ぐらいですかね、あるのは。私たちは、そういうことで勉強してまいりました。

今は、政策も変わりながら、そして、後からまた申し上げますが、欧米のシステムを取り入れながら、農業者に対するいろんな支援が出てまいりまして、変わってはきたけれども、それでもやっぱり農業は大変つらい産業と、生活は難しい産業だという雰囲気は残っているのではないのでしょうか。

さて、先ほどの御説明でいただいたように、担い手づくりは大いに効果といいますか、それなりの成果があるんだと思いますが、問題は、今、兼業で多くの生産物を提供してくださっている、そういう農家の方々の後継者がまずないという、ほとんどそれは親の後を継いで、私も自分も農業をやっていくという人は、まずないんじゃないか。

どうするのかというと、やっぱり市長がいつも心配されているように、市を出るしかない。市内でももちろんありますが、こうして多くの若者が出ていくことになる。

これは非常に難しい問題ではあると思います。これがずっとこのまま続いていくと、本当に郡上の農業は、田園風景も変わってくるのではないか。あちこちに放棄地がどんどん増えていって、担い手の方々がなかなか抱えきれない事態というのも来るのではないか。

担い手の方々も高齢化が進んでおりますし、これは大変な事態になるのではないかと思います、そうした中で次の質問でございます。

この農業の振興策の中に、この前の補正予算の中にございました。それこそ令和6年度補正予算であります。この中にありましたけれども、この農業振興費は全体としてみるとマイナス補正。十分これが生かされているとは言えなかったわけであります。

これは、希望者が手を挙げてくれない限りどうにもならないという面があるんですが、手を挙げにくい、挙げられない事情もあるということも踏まえて、これを農林水産部はどのように、これからどのように分析し、どのように考えていったらいいのかを伺いたい。

ちょっと抽象的な質問で申し訳ございませんが、どうかよろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

先日の補正予算（第5号）につきましては、農業振興費8つの事業について減額で計上をいたしました。その主な減額理由について少し述べさせていただきたいと思います。

まず、農業次世代の投資事業、こちら新規就農者に対する支援になりますけれども、1名の方が手続が煩雑であるというようなことで、農業に専念したいということで取り下げられたというような状況が1件ございました。

また、岐阜経営者の育成事業、これは県の新規就農者の支援事業になりますけれども、条件面のよい国の事業の農業次世代人材投資事業にて全て認定されたために減額をしたということがあります。

また、スマート農業技術導入支援事業、こちらにつきましては、県の事業でありますけれども、大変、人気の事業でありまして、優先順位といったところで高性能田植え機が不採択となったような状況がございました。

このように、それぞれに減額理由がありまして、農業振興費全体で27事業、このうちの8事業は減額ではございましたけれども、そのほかの事業については、おおむね順調に実施ができておりまして、農林水産部としましては大きな問題があったとは考えておりません。

ただ、今後とも、いろいろな実績を反映した予算編成、また地域課題、ニーズを踏まえた施策の見直しや新設などは考えていきたいというふうに考えておりますし、農業者の方には、補助金等の支援策について周知を徹底するとともに、申請については煩雑な事務手続の流れや方法等について、行政がしっかりサポートして有効利用していただけるように引き続き努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 若干、課題もありながら、しかし、全体としては大きな問題があるわけではないという御認識だと思います。私もそうではあるかと思います。

ただ、問題は、今の状況は、担い手や認定農業者の方々引退される分は補えている状態というふうに見ることができるんじゃないかしらんと思うんです。この状態からさらに新規の方に入っていただこう、これを増やそうという意味というのかな、政策というのが私足りないと思うんです。

これは、今後ぜひとも考えていただきたい。このぐらい二、三人の方が毎年入ってくださればいいわというレベルではなしに、それを超えて、やっぱり郡上の農業を盛んにするには、それを超えたやっぱり担い手の方が増える必要があると思うんです。

そういう意味では、農地も維持しなきゃならないし、また、そういう国の政策ももちろんあるわけですから。

そこで、この初日の開会の日に、市長のほうから提示されました施政方針に関わることでありま

す。

この4ページに、先ほど申しましたように、これから郡上市の農業をどうするのか、農業を守るためにということで、1番、産業・雇用というところで、結構、字数を使って御説明いただいております。

次のページ、5ページにもまたがります。

私もちょっと熟読させていただきまして、次のように私まとめてみましたが、間違いでしょうか。

1つは、農地の集約です。これは規定の路線。できるだけ規模を大きくして集めていく。そして、そのためには、新規の農業者に担い手になっていただけるように育っていただく。

3つ目、それだけでは農業は立ち行かないので、兼業の方や、あるいは家族農業、いや、そればかりでもない。農業をなさっていらっしゃる方にも様々な場面で協力をしていただかなきゃならん。この辺が、どういう協力があるのかというのは、ちょっと、またあれですが、問題ありますけれども。

そして4つ目、これが私重要だと思います。国県の支援、国・県の支援。私、最終的には、これを申し上げたいんですが、これはこの場で申し上げてもしょうがない面があるんですが、しかし、やっぱり国県の支援というのは決定的じゃないかと思っております。

5つ目に、基盤の整備。これは新しい農場を整備して大規模化に耐えられるようにして、なおかつ、そういう基盤をつくればスマート農業も大いに進む、取り入れることができるだろうという、こういうことであります。

そして、最後が、農産物の品質の向上と特産化。

米は米で、もちろん品質一等米を何とかして作ろうという、こういう品質の問題もありますし、野菜は野菜で、品質のいい野菜をたくさん作りたい。この品質の向上をどうして図るのか、どうやって図るのか。そして、郡上特産の農業生産品を大いにアピールをしていく。夢のような話なんです。

私は、この品質の向上の中には、ぜひ農薬の削減を含めた向上ということに考えていただきたい。

郡上の農産物には、ネオニコチノイドは使っていませんよと胸を張って言えるような。これは前にも申しましたように、見た目には絶対分かりません。立派すぎる、きれいすぎる野菜は、要注意なんて人もいらっしゃるんだけど、そんなの分かりません。そういう意味で、なかなか難しいんですが、この品質の向上・特産化。

こういう私は、以上6つの項目に市長のこの方針をまとめさせていただいたんですが、これで多分間違いのないと思いますが、その中で一番大事なのは、一番と言っちゃちょっと語弊があります。先ほど私は、国県の支援が大事だと言いました。

市として頑張れる、頑張る余地のあるのは、新規の農業者をどうやって増やすのか、担い手をど

うやって育てていただけるのか、こういう面だと思います。

その農業における人材確保は、なぜこれほど困難なのか。なかなか手が挙がらない。本当に今、新規に農業を始めたいという人は、もう哲学的なところで私は就農したい。もうサラリーマン生活は嫌やという、こういう方が結構いらっしゃるんじゃないかと思うんですね。

哲学に依拠しなければ、農業者はやっていけないのか。そうじゃなしに、誰もがもっと不安なしに後継者になれるよう、あるいは担い手になれるような政策はできるのかという面なんです。

これを市長は、どういうふうにお考えなのかというのを、これから持続的な郡上の農業を考えるときには、絶対私は必要なことだと思います。そういう観点で質問いたします。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 野田議員の御質問にお答えします。

今回は、私の施政方針を要約していただきまして誠にありがとうございます。第1次産業につきましては、今回の施政方針演説の中でもかなりな部分を割いたと考えております。

農業振興につきまして、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。

私は2つの側面で考えていきたいという具合に思いました。

1つは、従来から取り組んできた農業法人、また認定農業者、専業の農家に対する振興策であります。

これまで市としては土地改良、集積、圃場の再整備、老朽化した水路のパイプライン化、また、のり面の傾斜の緩和、こういったことにより機械での草刈り作業等をするというような土地改良でございますが、これと並行してスマート農業の導入を目指すという、こういったことでございます。

このスマート農業につきましては、現在、郡上高校食品科学科、もとの農業科のところでございますが、こういったところでは若い世代が、電子制御によるハウス栽培を経験しており、科学的なエビデンスに基づいた農業に取り組むことを学んでいるところであります。

また、新規就農をJ Aとともに進める、トマトの学校といったことや、大学との共同の農業法人設立といったことも今後考えていきたいと思っています。特に、高等教育機関との連携は重要であると考えます。

市長就任、初年度は残念ながら財政面での見直し作業が中心となり、こういったことに目を配らせなかったのは私自身反省をしております。

議員御指摘のように農業に対する人材育成、これを市としてこれまで積極的に行ってこなかったことも事実であります。こういうことを反省した上で、次年度は大学を回ったり、農業関係者や地元の高校生、中学生との交流会、こういったことを企画して、将来の郡上の農業リーダー、この育成に努めていきたいと思っています。

2つ目の側面でございます。

これは、日本の農村の原風景を保全、また里山の農業を観光の一部として売り出していくという振興策を考えています。インバウンド、また大都市の生活で心が疲れ切った人に安らぎを与えることができるようなデザインで、農村風景の整備・振興を図りたいと考えています。

具体的には、認定農業者が手を出さないような狭い圃場、山際の圃場、それに隣接する森林の手入れも兼ねて管理を行っていただく方、もし可能であれば、これは若いにこしたことはございません。こういった方を決めて、その個人への直接給付、これを行いたいと考えています。

最初の試みとして、数件を募り、今後実施していきたいと思っておりますが、会社勤めや工場へ行っておられる方と同じ給与水準、これを維持できるような給付を考えています。

また、この政策は、欧州で実際にフランス等で、条件の不利益な地域に対して直接の所得補償を行うといった、こういう事業もやっておりますので、今年度、岐阜県の農政部、また、農林水産省の政策を担当しておられる部署へも回って、既にこの直接支払い制度を話してきたところです。

これまでのような中山間の直接支払いといったグループに対する補助ではなく、本当に守っていただける人材に対して、こういった直接給付をすることで郡上の農村原風景が守られるものと私は信じておりますので、こういったことも今年度取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（森藤文男） 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） これは本当にありがとうございます。特に、2番目の政策、これは私、大いに期待をしていきたいと思えます。

獣害対策も大いに役に立つ。要するに里山の見直しと言ったらいいのかな、里山の再開発と言ったらいいのかな。大事な私は郡上の視点だと思っておりますので、ぜひとも、前にも提起しましたように、いろんな方がいらっしゃって、自然を楽しみながら遊歩道を歩いていただく。その向こうには農村の原風景があるなんて、ちょっとユートピアみたいな話で申し訳ないですが、そんなことで今の2つの御提案を聞かせていただきました。

今、くしくもフランスという言葉が出てまいりましたが、フランスは※ECの一員、重要な一員でありますね。この※EC全部の統括的な農業政策というのを持っております。

この※ECは、それぞれの国の独自性も認めておるんですが、全体としての統一された農業政策を持っている。それがCAPと言うそうなんですが、Cはコモ、共同体。Aはアグリカルチャー、農業です。Pはポリシー。ということで、私はそれちょっと調べてきました。本当に感心というか感動いたしました。

その重要な目的にこう書いてあるんです。欧州域内の市民への十分な食料供給、輸入に頼るので

はないです。欧州市民の十分な食料供給と農業者の生活水準の確保のために、このCAPがつくられたんだと。これは私は、政府に突きつけてやりたいんですが、ちょっと大げさな話で申し訳ないですが。

そんな意味で、今、日本の現状を見ると全く逆ですね。どんどん自給率は下がっていき、しかも政府の目標に自給率を上げるというのはもう省かれてしまった。

日本の政府は、食料の自給率はもう眼中にないみたいです。もし万が一、食料輸入が止まったら、今の食料水準を、食事水準を維持するならば、国民の3分の2は死ななきゃならん、こんなふうによく言われますけれども。こんな政策でいいのかと私は本当に問いたいです。

その影響の中で郡上市もあるんですから、当然ながら中山間地あるいは多面的な機能も支援はあるんだけど、ちょっとヨーロッパを見てみてくださいと言いたいです。もうレベルが違うんですね。新規の就農者、若者を農業に引っ張り込むのもやっぱりヨーロッパも同様にやっているんですが、レベルが違うんですよ。

本当にそういう点では、私は郡上市だけの御努力、我々もいろいろ考えるんですが、限界がございます、これは、本当に農業というのは。それを越えたところで、全面的に安心して農業の方々が暮らせるようなシステムをつくらんと、本当に崩壊をしていくと私は危惧しております。

ちょっと、最後は何かどでかい話になってしまって申し訳ないですが、ということで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、野田かつひこ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しておりますので、よろしくお願いします。

（午前11時50分）

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

（午後 1時00分）

◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（森藤文男） それでは、14番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

14番 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） 14番 蓑島です。今日は、大項目として2つ御質問させていただきたいと思います。

まず1つ目ですが、消火栓の維持と活用ということで質問させていただきます。

非常の際に誰もが使いこなせてこそその消火栓ということで、郡上市内には、※公設3,605基と準

公設で1,159基、合わせて4,764基の消火栓が設置されております。

口径は3種類、65ミリ、50ミリ、40ミリに分類されていますけれども、市内のどの地域に行っても各地域の要所と思われる誰にでも分かりやすい地点に設置されているため、各地区の皆さんにとって、赤いホース箱と消火栓に対して、子どもたちでも親しみを持って身近に感じている設備だと思います。

昨年9月7日ですが、私の地区で自主防災訓練が行われ、50名弱の住民が参加して、消火器と消火栓の実射訓練を行いました。

消火器については、多くの皆さんが慣れた様子で、笑いを交えて的を倒し、ほとんどの参加者が体験することができました。

続いて、消火栓ですが、消防団員だった参加者以外は、消火栓からホースを伸ばし、ノズルから放水するという一連の流れについての経験がなく、消防署員の説明と指導を真剣に見ていましたが、最初の金具の取付け、ホースの連結、そしてノズルの構え方から放水まで一連の流れを覚えると、多くの参加者が実際に放水までの体験をこなしてくれました。

この訓練には、12名の女性の方が参加してくださったのですが、女性の方だけでの組で実際に放水することになりまして、その体験することにより見事に実践してくれました。

4名1組ということで、2人がノズルにかかって、あと元の栓を緩めながら水を送ったわけです。径65ミリのホースは重く、水圧も強いことから、過去に女性だけでの操法は、消防団員さんと私も見たことがないといいますか、経験がなく、少々不安でしたが、消防署員の指導の下に3組の女性たちがノズルを2人で支えて、一連の操作をクリアしました。

火災というのは、時を選びません。いつどこで発生するか分かりません。平日の日中における火災に対して、初期消火は重要であり、消防車が到達するまでの数分間が消火にとって大切な時間となり、普段から身近にある消火栓を女性の力で安全に使う操法を身につけていただけるということは、とても心強いことです。

また、中高生に消火栓の使い方を一度でも体験してもらえれば、市内4,764基の消火栓の価値がどれほどか高くなるだろうと考えます。市民にとって最も身近な公の設備である消火栓を、地元消防団の指導の下に、年に一度はバルブを開ける習慣を持つよう市から呼びかけるべきではないかと思いますが、市のほうとしてはどのようにお考えですか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 火災発生時は、近隣の在宅の方が初期消火に当たっていただくことが最も早い対応と思われますので、議員御指摘の点は大切なことと認識をしております。

こうした機会を持っていただくために、市では毎年実施をお願いしている自主防災組織の訓練におきまして、訓練内容の参考例として消火栓を利用した初期消火訓練を提示しております。

自主防災組織は、市内に212ございまして、議員からも地元の活動の紹介がありましたように、その半数が消防団と連携した消火栓を使用した訓練を実施していただいております。

また、他の取組としましては、消火ホースの更新を順次進めております。具体的には、ホースには65ミリ、50ミリ、40ミリの3つの口径があり、細くなれば一般の方でも扱いやすくなっておりますので、これまで65ミリ、50ミリであったホースを40ミリに順次交換し、使いやすいような見直しを図っております。

議員御指摘の中高生の体験機会につきましては、今ほど申し上げました自主防災組織の訓練におきまして、地域の一市民として参加いただくことを勧奨し、より多くの方、また年代層が、共に参加する意識醸成を図りたいと考えております。

また、消防本部においても随時お声掛けをいただければ、消火栓や消火器を用いた初期消火訓練の指導を行っております。こうした機会を通じて有事の際には、どなたでも使用いただけるような取組を進めてまいります。

なお、消火栓使用の際は、一度に大量に使用されますと、一般家庭や工場などへの水道水の供給に支障を来すおそれがございます。あと、濁りなどが発生する場合がありますので、訓練等で消火栓を使用する際には、事前に届出書を提出いただくこと、あるいはまとまった使用をしないなど、適切な使用に御協力をいただきますよう、この場を借りてお願いをいたします。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） ありがとうございます。実は私の周りの地区でも、消火訓練ということで、皆さん地区の方が集まっていたいて、女性の方も参加して幾地区か防災訓練を行っております。

私が記憶するところ、私自身が消防団であった頃は、消火栓というのは非常に赤い箱で怖いものだという認識といいますか、特に女性の方々は、あんなものに触ると大変なことになるぐらいの認識しかなかったと思います。

最近では、女性の方々が率先してノズルで水を上げるということをなさってみえるみたいでして、どんどん消火栓、私もずっと回ってみましたところ、やはり規定どおり140メートル前後の間隔でしっかり設置がしてあります。

ですから、それだけの多くの消火栓が実際に目の前にあるのですから、やはり身近に感じている女性の方々が、できたら中学生、高校生の方でも1回経験をしてみようということは、非常に、いざという時のために、全く経験がないというのはなかなかどたばたします。一度でもいいから水を起

こす、上げてみるということが、いざという時のために非常に役立つと思います。

そういう意味で、市のほうというか、公というわけではないですけど、せめて区長様、各地区の区長様に消火栓をもっとどんどん使ってやってくれという呼びかけをしていただけるとありがたいかなと思います。ありがとうございました。

それでは、2つ目の大項目に入ります。

郡上市の自然環境とその未来をどう守るかという項目でございまして、質問でございます。

質問に入る前に、あらかじめ申し上げます。私は、四手井先生という方の本を何冊か持っておりまして、その方の本を読み込んでおりましたところ、「人工林は自然ではありません」という言葉が頭に残っております。どんなに緑が豊かでも、人工林は人間の都合でつくられた木材の生産工場だということです。

日本の国土の70%は山林であり、その40%が既に人工林で埋められています。戦後に植林された杉、ヒノキ、カラマツによって、日本の豊かな自然山林は、針葉樹の常緑樹林につくり変えられ、その後、木材価格の下落により人工林は見捨てられました。

人の手入れを受けることなく荒れ果ててしまいました。人工林は必ず人の手入れを必要とします。放置された林では、遠目にはきれいに見えますが、モヤシのような不良材しか育ちません。しかも、成長とともに災害を拡大させます。これを細かく説明すれば、よっぽどいいんですけれども、針葉樹は一定の間隔で植えられて、しかも根の張りが、深さが60センチまでです。

そこへもってきて、その材が育って、太くなって重量を得ますと、台風の後、それから地震の後、山ごと持っていられるといいますか、崩れるような災害をもたらします。

山の専門家は、健康な山林は人工林からは決して育たないと言っています。豊かな山林は、人工率が35%までだとさえ言っております。その35%の根拠が何かと言いますと、杉・ヒノキというのは、自分が成長するためにその山の養分をみんな吸い取っていきます。吸い取った後に、人的にそれが山から引き出されるわけですが、そのときに、その地の養分を持ち去るのです。

まして、動植物にとっては、杉・ヒノキというのは、自分たちを排除すると言いますか、まず餌にはなりません。一般の広葉樹は実をならせて、葉を落としていろんな生物を育てるのですが、杉・ヒノキというのは自分の実しか育てません。

かつて郡上の山々は、豊かで美しい自然を保っておりました。バランスのとれた山林は、そのままで持続可能な多様性に富んだ営みを守ってきていました。

それが近年、豊かな二次林が皆伐され、人工植林が進められ、杉・ヒノキの針葉常緑樹が山々を包むかようになってきました。

このままでは、持続可能な豊かな郡上の自然は失われ、人の手入れの届かない無惨な荒山になりかねません。自然の山の営みは、何百年、何千年単位でしか確認できないのです。

郡上の森林、候補区分図というのが実はつくられております。タブレットに見ていただけるかしらん。

これは、平成30年現在とあります。もし、この図の生産重視、緑色ですが、また、生産検討、青、これらが人工林として杉・ヒノキの針葉樹が植林をされたなら、郡上市の山々から四季の彩りは見えなくなるのではないかと思います。

ちなみに、赤の環境保全林に至りましては、既に伐採期に入った杉・ヒノキ、または、間伐を要する人工林であり、黄色の保全重視においても、成熟した針葉樹の林が多い状態です。

この図のと通りの計画で人工の針葉樹が植林されたなら、郡上から自然林としての持続可能な多様性に富んだ山は消えてしまいます。

まして、将来目標区分図というのが2色でありますけれども、これに従ったら、郡上の山林の大半が人工林化され、一層人の手入れの届かない荒れ山になるのではないかと恐ろしくさえ思います。

そこで市長にお聞きしたい。郡上の未来を担う若者たちに、どんな自然環境をつないでいこうとしているのか、豊かな自然環境をどうやって守っていくのか、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） では、蓑島議員の御質問にお答えをいたします。

議員の思っておられる人工林は自然でないと、読まれた本からその言葉が出てきたということですが、私はそうは思っていない。

手入れされた人工林は大変きれいで、私は自然だと考えています。なぜなら、上方へたくさんの木材を供給してきた奈良の吉野の山、また静岡県得天竜の山、そして、江戸へ、これもたくさんの木材等を生産し届けてきてくれた西川林業、こういった全国の先進地というところの山は、どれをとっても大変美しく、自然と調和する形で成り立っています。

議員は、下呂市小坂町にあります赤沼田の天保林を御存じでしょうか。赤沼田の天保林というのがございます。

この天保林は、天保13年、西暦で1842年、飛騨の国、代官所の植樹の令が出まして、森林資源が枯渇した山に赤沼田の村人たちが2年をかけて4,000本以上のヒノキやサワラの苗を山取りにて採取し、植林をしたものであります。当時、大変苦しい中、公共事業として江戸幕府が天領で行ったものであります。

明治、大正時代に枝打ち・間伐が行われ、以降、人の手が全く加えてありませんが、現在は立派な天然林の様相を示しておりますので、もしよろしければ、そういった山を見ていただき、その上で、こういった御質問をいただければありがたいと思いました。大変すばらしい天然の山になって

おります。

林野庁は次世代への財産として残すべき国民の森林として選定をしており、森の中には様々な野生動物も生息し、人工林とはいえ、現在では野生生物の貴重な生活の場となっていることも事実です。

議員御説明のとおり、広葉樹林におきましては、萌芽更新、天然更新により伐採後の森林の再生、これが期待されるなど、持続可能で多様性に優れた広葉樹林の大切さは私も理解はしております。

県においても、第4期岐阜県森林づくり基本計画において、県内5か所で環境保全林を針広混交林化へ誘導するために、調査・研究・検証に取り組んでいるところであります。

しかし、広葉樹林のみを持続可能ということには異議がございます。前人たちの努力により守りつくられた人工林などは、これまで市民の生活や多様な産業を支え、地域に根づいた歴史や文化・伝統を育んでまいりました。

人工林においても、環境に配慮しながら切って、使って、植えて、育てる。こういった循環利用をすることで、齢級構成の平準化を図り、将来にわたって森林の広域的機能を発揮させ、豊かな森林を次世代に残していく持続可能な森林づくり、こういった大切な取組であると私は認識しています。

郡上市の森林は、人工林や天然林の様々な林相を呈しており、第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づき、森林の現状、自然条件や法規制等の諸条件を踏まえて、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図ることを目的として、100年先の森林づくりに取り組んでいるところであります。

これは、森林の区画ごとに重視する機能を割り振って、将来像と管理方針を示すため、木材生産に適した森林と環境保全を重視すべき森林区域等を検討し、森林の将来像を見据えて、木材生産林、環境保全林、観光景観林、生活保全林の4つの将来目標区分の設定、森林配置、ゾーニングを行っております。

その結果、市域の森林面積約9万ヘクタールのうち、木材生産林は3万5,000ヘクタール、環境保全林として5万5,000ヘクタールにゾーニングをしまして、人工林の維持管理が効率的に行える森林は、利用間伐や主伐再造林により持続的な木材生産を行うこととしております。

また、人工林の維持管理が困難な森林におきましては、災害の発生など公益的機能の低下を防止するため、針広混交林や天然林化など環境保全を重視した森林への誘導をすることとしております。

郡上の様々な広域的機能を有する森林や林業、木材産業の成長化を目指す森林は、私たちにとってとても大切なものであり、望ましい森林の姿となるよう必要な支援、施策の取組に努め、豊かな森林を次世代へと引き継いでいく必要がある、こういったことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（森藤文男） 蓑島もとみ議員。

○14番（蓑島もとみ） ありがとうございます。実は私、木曽のほうで仕事をした経験があつて、山の中に入っていました。その木曽のというと、ヒノキが非常に重要な産物であるんですけども、そのヒノキがどんな環境で育っているのかを拝見しました。

先ほど市長さんが、江戸時代からずっと森林を世話して、森づくり、山づくりをしてきたというお話をいただきました。

やはり人の手が入って面倒を見なかったら、なかなか低層の木や草は育ちません。やはり地面といますか、足元に日差しが多少なりとも差するような形で手入れをしていかないと、大事な植林した木でさえも痩せ細っていつてしまいます。

先ほど申しましたけれども、一番表側の日の当たるところの木を切ってしまうと、中のある木が姿が見えるんですけども、本当にモヤシのような細い材です。一見、非常にきれいで、真っすぐで、使いやすそうな木じゃないかと思われるかもしれませんが、実際にはあれは雪倒れや風に吹かれると目まわりという症状を起こしまして、表から分からないにしても欠陥が生まれてきます。

どうしてもやっぱり人工で山ないし、何かをつくろうと思ったときは、必ず人の手が入って面倒を見て、初めてよい製品といますか、その環境が保たれると考えております。

一番私が心配するのは、心配といますか、それだけ造林されて、郡上の山々の姿が緑一色、一年中緑で包まれているというのは、非常に自然豊かだと思われる方はかなりいらっしゃると思うんですけども、本来、豊かな山という形でいえば、やはり動植物を追いついてしまうというか、動植物が、やっぱり元気に豊かに育っていけるぐらいの山でないと、本来の健康な山とは言えないんじゃないかなということをいつも思いながら考えておりました。

一番心配なのは、植林して、それを誰がどれだけ面倒を見ていけるかということになってきます。面倒を見れないような山を、人工の山をつくっていくのは考えものじゃないかなんてことを考えながら、いつも郡上の山の姿を見させてもらっております。

どんどん人工林になっていつてしまうのかということ、恐らくそんなことは計画されていないとは思いますが、これからどうか郡上の山々、山だけじゃなくって川もそうですけれども、持続可能な自然環境を守っていただきたいというお願いをいたしまして、私の質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時40分を予定しておりますので、よろしくお願いします。

(午後 1時26分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時40分)

◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（森藤文男） 18番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 18番 清水でございます。昼2番目というところちょうど睡魔の襲う時間帯でございますが、それぞれまた皆さん目を凝らして聞いていただければありがたいと思いますが、今日は2点だけお願いすることいたしました。

先ほどから話もありますように、この冬は大雪になりまして、38、56、06というような格好で大雪並みに出ておりますが、これでも季節は春へと向かっております。もうすぐ梅が咲き、桜が咲き、花桃が彩りますと、いよいよ緑のグリーンシーズンになります。今日私もネクタイを緑調にしてまいりましたら、議長も緑で、市長も緑で。ありがとうございます。なんてことはございませんが、それでは緑の中を、緑が来るのを期待しまして、質問に入りたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

今日2点のお願いをしておりますが、前任の方が早く終わられましたので、僕も早く終わりたいと思っておりますが、時間が来ましたら、それでも退散したいと思います、よろしく願いいたします。

まずは、山川市政の企業誘致の取組はということと、それから2つ目には、市道郵便坂の顛末はということで、挙げさせていただきました。これにつきましては、別に市民からどうのこうのということではなくて、自分がかつて質問したことに対する自分の決着をしないといけないということもありまして、今回提案させていただくわけでございますが、市長の今年の施政方針、山川市政が動き出す施政方針の中をちょっと見させていただきましたけれども、商工の関係では、メガマルシェとか、そういう商業関係はありましたけれど、企業誘致という軸については、どうも見受けられなかったようなことが懸念しましたので、その辺もちょっと教えていただきたいなという思いもありまして、タイトルはあまり良くないかもしれませんが、市長にとってはお許しいただきたいというふうに思います。

実はこの大矢元工業団地の構想ですけれども、これは既に御承知のように、日置市政が平成の26年、約10年前になりますけれども、その時に、郡上は企業をなかなか誘致ができないというようなこともありまして、やっぱりそれには基本誘致を準備しておかないと駄目ではないかというふうなこ

ともありまして、先の6月でしたかね、昨年の報告もいただきましたように、郡上市の中で候補地を選びまして、そして最終的に大矢元工業団地の構想を立てたということでございます。

当時は、白鳥町の大島、あるいは那留、それから大和町の島地域と、大矢元と4か所に出てまして、一番、高速道路に面しておるし、企業誘致がしやすいということで、大矢元の工業団地構想が生まれました。その後、地元へも話がされまして、令和3年にかけては農業振興地域の除外も手続もされております。

そんな中、なかなか団地造りの構想も3区画、2区画、1区画というようなことがありまして、最終的には1区画ということになりましたけども、その後山川市政になりまして、非常に工期、工費も重むというようなこともあったりしましたし、また昨年の、市の広報郡上の12月号でしたかね、この時には3つの事業の見直しが入りまして、特に大矢元工業団地の整備については、一旦立ち止まりを検討しますという形でございました。

企業というのはなかなか、決まってからもなかなか時間がかかったり、誘致するにはなかなか時間のかかることで、今思い出してみますと、僕もずっと合併からこっち関わっているんですけど、唯一来たのは、白鳥に誘致しました長良川木材事業協同組合ですかね、これが唯一の事業であったかなというふうに思いますが、これが平成30年でした。この時は広島中国木材の本社などへも議員も行ったしまして、いろいろ検討して何とか誘致をしたいというようなことで実現をしましたが、なかなか時間がかかって、しかも工業団地も整備されておられないとなかなか来てくれないというようなことがございまして、日置市政のほうも平成26年に着工がかかりましたが、なかなか紆余曲折ございまして時間がかかってきました。

そういったことで言いますと、確かに地元の雇用に人手不足がある中で、地元の工場の働き手を取り合うということも課題あるんですけども、新しい雇用には、やっぱり新しい産業も誘導しないとなかなか、郡上市の人口増加ということを望めないかなというときには、やっぱりこれは必要なものではないかと、絶対に必要なものではないかなというふうに思います。

そういうところで、今回山川市政になられまして、一応一旦立ち止まり検討しますというようなことがございましたが、聞きたい項目の中で3つほど挙げておりますけども、要するに市長の本心の中では、この大矢元工業団地というものは、白紙でいこうかということも片一方あると思いますし、継続してそこを整備していくのではということもとあろうかと思いますが、どんな目的にしようかということもあろうかと思いますが、まずはその辺につきまして、市長さんの本心はいっぺんどんなものかなということを、まずはお聞きをしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保）　これまで清水議員を含め、先輩方が郡上への工場誘致、そういったことでの雇用創出ということに大変御尽力いただきましたことにまず感謝申し上げます。

今回大矢元工業団地の構想につきましては、白紙撤回ではなく、継続して考えていくという思いであります。この工業団地につきましては、平成26年度に実施しました市内の工場立地適正地調査、これにおいて選定されて、雇用の場や機会を創出することを目指して進められてまいりました。その際、数字を調べてみましたが、郡上管内の有効求人倍率、平成23年度が0.60、24年度が0.73、25年度が0.93、そしてこの工業団地の構想が打ち出された平成26年度は1.09と推移しており、働きたくても働く場所がない、そういった状態からこの構想が出た時点で働く場所のほうが多くなりつつあるといった傾向が見られ始めた時期でございました。

なお、平成26年度以降、有効求人倍率、これが1.0を下回ることはなく、令和5年は1.44、令和6年も月平均が1.31となっており、事業者側においては人手不足が続いている状況でございます。有効求人倍率の推移を考慮いたしますと、構想を進めると決定した当時においては、市内の雇用対策の一環として、工業団地の整備、これによる企業誘致が必要な選択肢だったということは、私もよく理解をしています。

しかし、その当時と比較いたしますと、現在は働く場所、これを創出しても働く人が不足している、こういった懸念がございます。この背景には、人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少などが影響していると考えられます。ちなみに、この直近の10年間、郡上から就学、また町のほうへ出て行かれるという方で、転出は年間約120から多い時で330人を数えています。

生産年齢人口は、つまり15歳から64歳でございますが、5年間の平均をとりますと、5年間で大体2,000人から2,500人、これが減っています。また、市内で就業される方は、毎年平均で大体150人前後です。この150人の中に公務員40名が入っております。こういう数字が出ている状況下で、大矢元工業団地の整備を進め、企業誘致を行った場合、労働者の奪い合いが生じる可能性があると考えています。例えば、進出する企業が人材確保のために賃金を引き上げて人を集めようとする場合、既存の事業所に勤務する従業員が転職や転籍を選ぶ可能性もあり、その結果既存の事業者が維持できなくなるリスクも考えられます。

さらに、最近の物価高騰の影響も考慮しなければならず、整備にかかる費用は、これまでもお伝えしたように、概算でございますが、団地造成に約5億5,000万円、それに伴う市道改良に約9億5,000万円、合計約15億円になる見込みでございます。広報郡上の12月号におきまして、市民の皆様にお知らせした内容は、これらの状況を考慮し、工業団地の整備を行った後に企業誘致を進めるのではなく、まずは実際に工業団地に進出される企業が決定してから着手するというものを検討しているというものでございます。また、当該地の有効活用を検討するにあたり、別の用途での利用可能性についても研究を進めていく旨をお伝えいたしました。

郡上市の基本的な考え方といたしましては、企業誘致を推進しつつ、既存の事業者を応援するための取組も行っていくという姿勢でございます。この方針につきましては、大矢元の地権者の皆様に対し直接説明会を開催し、今後の方向性について詳細に御説明させていただき、御同意をいただきました。また、これまでの経過におきましては、地権者の皆様に対して、次年度も土地の管理、いわゆる草刈りを市において行う旨をお伝えしています。

次に、企業誘致について考えをお話しさせていただきます。先に申し上げましたように、事業者にとりまして、人手不足は非常に深刻な問題であり、既存の事業者同士が働き手を取り合うことによって、地域の衰退を避けたいと考えております。また、既存の事業業種とは競合の少ない企業の進出、さらに女性も働ける環境を提供する企業の進出が必要であると考えています。

現在、コロナ禍明けにおける令和5年及び令和6年の県内工業団地への進出企業を見ますと、岐阜地区、これは岐阜市、各務原市でございますが4件、西濃地区には10件、中濃地区、山県市及び可児市には3件、東濃地区には1件が進出しており、主に製造業及び運輸業の企業が占めております。また、これらの進出企業は現在、西濃方面の整備が進んでおります東海環状自動車道にあるインターチェンジ付近に8件、この東海環状のジャンクション付近で、東名高速道路の岐阜羽島から安八スマートインターなどにも8件が進出している状況でございます。こういったことがございますので、企業誘致につきましては、現在、前向きに検討をしながらですが、業種を選んだり、また、郡上にとって有利なものをお願いしたいという形で考えている状況でございます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 山川市長にありがとうございました。状況はよく分かりましたし、白紙ではなくて、継続してこれを突き進めていきたいということの思いはよく分かりました。

そこで、今ほどの事情があって一旦立ち止まるということにされましたが、広報ではこんなことが書いてございます。中段以降ですが、いろんな事態を招くおそれがありますと。働き手を取り合うなど事態を招くおそれがありますと。このような状況を踏まえ、新しい工場用地の整備は心配されることが拭い去られるとともに、実際に工業団地に進出される企業が決まってからの着手として検討していますとございました。

拭い去られるということになりますと、これはある程度の時間がかかってしまうということがまず一つ考えられますね。それから、新しい工業団地が決まってからということになると、企業もまたどこにどんな団地がどんな整備をされているんだということが分からないと来れないという、卵が先かということになってまいりましたが、議論としては。そういった場合も含めると、本当に新しい工業用地を整備することが先でないかと自分は今でも思いがするんですけども、企業はそれを

見て行ってみようかなとか、例えば中部縦貫もできたり、濃飛横断もということがあればまた先になりますけども、その段階までも粘り強く、市長としては、時間はかかってもそういう企業を選ばれて導入しようとしているのか、その期間がやっぱりあまり長いことであると所有者のほうもね、いつになるんだろうな、我々の土地預けたことはいいけどもということにもなると思いますが、その前後関係が、僕らは知ろうと思うとやっぱり工業団地ってちゃんとここにありますよということでない、企業もなかなか選択肢に入ってこんのではないかと。永遠にできんのではないかという気もするんですが、その辺について市長どんなような思いかな、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ありがとうございます。先ほど少し述べさせていただきましたが、まず今、先ほどお話しした岐阜県の大きなインターチェンジ付近にできている非常に大きな工場を見てみますと、やはりこういったところには製造業であるとか大きな運輸というものが入っています。大変たくさんの人を雇用してはくれるんですが、郡上市の有効求人がどれくらいあるかということを考えると、逆に市内の企業を守るという点からはやや難しい面があると思っています。

そういった中で人手がそれほどかからない、つまり非常に高度なＩＣ関係であるとか、また郡上市の女性の働き方に合ったような企業であるとか、そういったものがないかといったところは県のほうにも問合せを行いながら適合するような企業というものがないかは常に探しています。

また先ほどの清水議員がおっしゃった３団地を２団地、２団地を１団地といった区画は１区画です。３区画、２区画、１区画といった区画を小さくしていく。そういったことの中でやはり面積が大変大きなものが求められますと、そこへの取り付け道路を造るだけで莫大な予算を要することになります。こういったものを今の財政状況の中で、すぐに道路改良も行い、団地の造成ということとは、まだ時期尚早ではないかという具合に私は考えています。

繰り返しになりますが、決して諦めたわけではありません。必ず郡上の地に適合するような、そういった企業が名乗りを上げてくださるということはあると思っています。また、財政状況が改善した場合には、今、議員のおっしゃったような、さらに前向きな検討も進めてまいりたいと思っています。

以上です。

（18番議員挙手）

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） はい、市長の思いは、僕も共感をしたいというふうに思いますが、やはり企業に来てもらうには土地がないといかんし、土地を得るためには整備もしておかないと、決まって

からやと、またそこに何年かロスがあると、じゃあ他のほうへ行くわということだって不可能ではないと思いますので、これはやっぱり投資だと思いますね、郡上市の未来に対する。取付道路もさることながら、投資なものですから、これはやっぱりある程度、自分はまだ今でも整備をしておいて誘致を図らんと、ますます時間がかかってしまうと、結局は誘致できずに終わってしまうんじゃないかということもありますので。それを含めると、今回は資金的なこともある、予算的なこともあると思いますが、できるだけ早い時期にはやっぱり僕は整備をして、白紙ではないということを聞いたものですから、であるならばやっぱりそこにこういうインターの近くにこういう条件がありますと、今の企業、現存の企業の邪魔にならないと言いますかね、弊害にならないようなそういう職種のものであったらどんどん誘致して、むしろ市外からも来てもらってもいいんじゃないかと、逆に住宅もありますよという格好で、その市民、郡上市内の市民だけはターゲットにしないで、市外のお客さんも来てほしいよと、働く人も来てほしいよという部分の呼びかけも必要ではないかなということも思いますので、今後の市政の中で、ぜひそんなことも起こしていただければありがたいということをお願いします。

3番目はそういう意味では、やっぱり現存の就労人口だけを目指しとってはやっぱり縮小していくばっかりなものですから、新しい人口をターゲットにしていくため、増やすためにはそういう施策も投資として必要かなということをお願いして、今は立ち止まる、一旦は立ち止まってもよろしいですけども、必ずこれは必ず近々早い時期に目指すんだという目標を立てていく、今ちょっとそういうお話を聞きましたので良としますけども、もう一度ちょっとその辺のところを力を込めてお願いできればと思いますが、無理でしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ありがとうございます。議員御指摘のように、前向きな工業、工場誘致政策というのは私も大事だと思っております。それには何度も繰り返しますが、人が必要です。私は美並の雪が降らない、あの大変よい気候の中で、将来的に美並というところを住宅政策を打っていく場所だと思っています。住宅を作って、そして若い人たちがそこに住めるようにして、そういったことがまず先に進みながら、その時にしっかりとした工業団地というものも併せていくというようなことがなければ、人が増えていく見込みがないのに工業団地だけ先にいくということはちょっと無理があると思っておりますので、これから、さっき、今お話ししましたような住宅政策と合わせて考えていくというような姿勢を持って市は向かっていくのが一番いいのではないかと考えております。

繰り返しますが、決して白紙ではなくて、常にそれに適合した企業がないか、また人が増える美並に住んでいただけるような政策を合わせて考えていくということが私の思いです。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 市長の決断を聞きました。大変安心をしました。これからもその方向に向かってですね、ぜひとも御尽力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次は2番、市道郵便坂線の顛末はというタイトルなんです、これも自分も昨年の6月議会で山川市長に質問した、どうする山川市長なんていうタイトルで質問した手前があるものですから、自分自身の中でこの辺に決着をつけたいなというふうに思っておりまして、今回の質問にさせていただきました。

その段階では経費もかかるけども、何とか野々倉地区も含めた小那比地域の皆さんの希望もあるので、それほど遠くない時期に生活道路という形での着工を考えていきたいという前向きな言葉をいただいて、自分もこれは山川市政ならやってもらえるなと思って期待をしまして、ずっとおりましたが、その後、地元との話もされまして、方針を変えられたということも聞きました。市長からも直接聞きましたが、ただ市の事業としては、郵便坂線というものはやれないけれども代替案といえますかね、そういったものを地元のほうへも話されて了解をされたということがございましたので、この件については、自分も郵便坂線の問題については今回の質問で終結をしたいと思っております、そういう意味では、顛末も含めまして、顛末という言い方はよくないかもしれませんが、経過も含めまして、郵便坂線の扱いにつきましての市長の見解をお伺いできればと思いますので、その点はどうぞ御了承いただきながら、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） はい。市道郵便坂線につきまして、6月議会の一般質問において、今後どのように実施していくかという御質問を頂きました。これまでに行ってきた説明会等につきましては、昨年の11月21日、地元の説明会15名集まっていただきまして話をしております。また、12月4日、現地の立ち合いの実施を行いまして、このときは小那比、野々倉自治会長、また地区長、道づくり委員、地権者の代表の6名の方です。そして、12月13日、産業建設常任委員会にて説明をしたというような次第でございます。また、12月20日、議会定例会の閉会の挨拶にて説明もさせていただきます。

この市道郵便坂線は、野々倉地区におきまして、大変念願の道だったという具合に認識をしております。この計画が進めるという整備がやった場合に、地形が大変急峻で、多額の工事費、以前も申しましたように約30億円が必要となってきます。これは、郡上市にとりまして、年間の建設予算

の約1.5倍を費やすという大事業になります。そういったため、日置市政の時から着工の目途が立たず、また仮に着工しても、そのまま完成を迎えるまでには非常に長い時間がかかってしまうという見込みでありました。

そういったことから、現計画をそのまま進めるということではなく、私のほうからそれほど遠くない時期に生活道路というような形での着工を考えますと答えをしました。この道が、市道企画から生活道路としての林道企画や見直しを行い、事業費を抑える形での検討をしてみましたが、道路の延長は当初の計画よりも勾配を考えたりする上で伸び、つづら折りで利用するにも大変難しい路線となるということが分かりました。

こういった状況であったため、郵便坂線以外の方法はないのか検討を進めた結果、既に小那比と野々倉を結ぶ路線であります県道美並和良明宝線及び市道大峠線、これを沿道林修景整備事業による樹木の伐採や市道の一部改良により走行しやすい道路とする案が最も効果を期待できると判断したところです。

これらの検討結果について、先ほどの11月21日に地元の説明会を開催し、私の口から説明をさせていただきましたところ、既存の県道と市道を利用したルートのほうが一番現実的な案であると御理解をいただきました。

こういったことから今後は既存の道路を利用する計画に沿って進めていくこととなりました。

令和7年度予算では沿道林修景事業、市道大峠線に500万円、過疎対策の道路整備事業で市道大峠線の設計業務に900万円を計上しております。

こういった形で、郵便坂線につきましては当初の巨大事業、市道企画から現道のほうを改修するというようなことで、地元の御理解をいただいたと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） ただいま市長のほうから詳しくお話いただきました。ありがとうございます。私もそのことについては了解をするものでありますし、ただ、かつてはその県道がなかなか厳しいというふうなことから一気に郵便坂線というのが、昔郵便さんが（ ）上がって行かれたぐらいやで急なところだろうというふうには思いますけれども、例えばこの計画でいけば、郵便坂線を造るよりは早くその野々倉の集落へ整備されるという、なんか目途みたいなものがあったら、ちょっとお聞きしておきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） はい。この市道企画での郵便坂線は、先ほどお話ししましたように約30億を見

込むものでありますので、これを正面から渡っていきますと、年間に仮に1億投じて30年はかかります。ここの沿道林の修景により日が当たるようになり、また急カーブのところを少し改良することにより走りやすくなるといったこともございます。

何年でこの事業を終了するかということは今すぐ申せませんが、今年度から予算のほうで執行されましたら、まず沿道林修景から先に入っていくことと思っております。市道のほうは、うちのほうの管理でありますので、早急に手を付け、また県の土木事務所にもいろいろ相談をかけながら、県道部分についてもお願いをしていこうということで、30年はかかりませんので、市のほうで行ったこの事業のほうをはるかに早く進んでいくものと認識しております。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 市長には、本当にこの郵便坂線については当初から現場も回ってみえたので、よく承知かと思って、何とかいい道をというふうなことを思っていた結果でございますし、その後検討されたところの結果がそういう形であれば、自分としてもこの郵便坂線を取り下げさせてもらった意味はあったかなというふうに思いますので、ぜひとも30年はちょっと自分も長生きせんと思いますので、できれば野々倉の皆さんの希望に沿えるような形で、仕事がかかっていただければ、あしたりから見えてくると思いますので、明日がね、そういう意味では、ぜひとも時間的なことはかかってやむを得ないと思いますけども、前向きに進めていただけるように今もお話しいただきましたので、感謝を申し上げながら、ぜひとも精励、督励をさせていただきたいと思いますので、市長には御苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

今日は工業団地と郵便坂線の2点を挙げさせていただきましたけれども、これは山川市政の選択によるものだというふうに思いますので、新しい郡上市を造っていくための施策としては、やっぱりそういった分岐点にもあるかなと思いますので、これからは忌憚なく、その事業を進めていただきたいというふうに思います。今日は大変失礼なこともあったかと思いますが、お許しいただきながら、以上2点を質問させていただきました。時間を与えていただきましてありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時25分を予定をしております。

(午後 2時13分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 山 田 智 志 議 員

○議長（森藤文男） それでは、9番 山田智志議員の質問を許可いたします。

9番 山田智志議員。

○9番（山田智志） 議長より許可をいただきましたので、通告により質問をさせていただきます。

市の公共交通は様々ありますが、今回は、郡上市自主運行バスの今後についてお聞きしたいと思います。

地域の高齢者から、自動車運転免許の返納を考えているが、その後の足を何とかしてほしいとの声を聞きます。実際には今現在走っていますが、あのバスにはなかなか乗れんということを聞きます。それは、今まで自分が運転してすぐに行けるということがあると思います。

現在、市内においては、後で詳しく述べます郡上市地域公共交通計画において、市内の地域間輸送と地域内輸送に区分けしています。地域間輸送については、民間路線バスがあり、地域内輸送としては、民間路線バス、乗合タクシーと自主運行バスがあります。この中には、民間路線のバスの一部で、白鳥町においてはデマンドバスが運行されています。美並町における公共交通による移動手段としては、高速バス、長良川鉄道、市の自主運行バス、小那比美並地域の乗合タクシーによるデマンドタクシーがあります。

今回、私は、このうちの市の自主運行バスである美並巡回バスの運行状況を分析してみました。

資料1を御覧ください。

美並町には3路線あり、市内を循環する北ルートと南ルート、それから、それぞれ月・水・木曜日は1日4便、火・金曜日は1日2便運行しています。この3路線全て定期運行で、1人1回おおむね100円から500円の運賃により、所要時間は1時間で運行されています。現在の路線は、2021年（令和3年）1月から運行されており、それ以前の運行方式を地域協議会が主体で見直しを行い、それまで29人乗りマイクロバス1台で運行していた自主運行バスに、もう1台14人乗りワゴンを導入して、利便性の改善を行った経緯があります。

なお、郡上八幡方面へは、事業者運行路線として事前予約制の小那比美並乗合タクシーの乗り継ぎができますが、2021年に行った検討の経緯から、美並八幡間は本庁の管轄に移管されています。

資料1の上段、1の各路線の運行状況は、昨年4月から12月までの9か月間、この運行便数、空車の状況、運賃収入を記載した運行の実態です。この数値を踏まえ、各便の状況をグラフ化したものが資料2です。

資料2を御覧ください。

この表は、路線ごとの9か月間の各便の累積乗車数を棒グラフに、各路線における空車割合を折

れ線グラフで示しています。いずれの路線も、第1便の乗車人数は多いものの、特に町内巡回の2ルートは3便、4便の利用が少なく、空車は多い状況が分かります。

また、下段の円グラフは空車割合、1便当たりの乗車人数は最大乗車数を示しています。特に、北ルート、次いで南ルートは、空車率が非常に大きく、1便当たりの乗車人数は1人に満たない状況です。最大乗車人数は、いずれも六人から七人という状況です。

なお、1便当たりの乗車人数割合は、空車を除いた便を母数に算出する考えもありますが、私は全路線で母数に算出しています。

資料1にちょっと戻ってください。

資料1の下段ですが、これは、2、3路線の合計を見てください。

9か月間の合計の状況は、運行1便当たりの平均乗車人数は0.79人、3路線の空車割合は54.7%、乗車1回当たりの運行経費は6,014円、運行1便当たりの経費は4,734円という状況です。普通見られますと、やはり空気を運んでいるというふうに言われてしまいます。

郡上地域公共交通計画では、市内の自主運行バスとしては、18路線が記載されています。そこで、他の路線の状況はいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（森藤文男） 山田智志議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをいたします。

郡上市の公共交通の現状について御説明をさせていただきますが、現在、市が自主運行バス、近年では公共ライドシェアというふうにも呼ばれておりますが、このバスを19路線運行しております。このほか民間の交通事業者が、路線バスを6路線、デマンド型乗合タクシーを5路線運行されております。

利用者数については、ここ数年増加傾向にございますが、コロナ禍前の数値まで回復していない状況でございます。

対して、バスなどの運行経費については、人件費の上昇や燃料費の高騰などにより増加の傾向にあるといった、とても厳しい状況にございます。

議員がお示しをされました乗客1人当たりの運行経費について申し上げますと、郡上市の令和5年度実績では、自主運行バス19路線の平均が1,286円でした。1人当たりの運行経費とは、年間の運行経費の総額を年間利用者数で割り戻した数値でございまして、公共交通の効率性を図る上での一つの指標でございます。

代表的な路線で申し上げますと、八幡の市街地を巡回するまめバスについて、ここは、家屋が集中した比較的小規模な範囲を運行し、区域内に複数の目的地、例えば、医療機関やスーパー、観光施設など、こういったことがあることから、住民や観光客など一定の乗客が見込めます。これによ

り、1人当たりの運行経費は、市のバスでは一番少ない630円程度となっております。

一方、御紹介にありました美並巡回バス北ルートは、美並町の北部地域を運行区域としておりまして、散在する集落をつないで運行をしております。運行区域内の人口規模もまめバスと比べましてはるかに少なく、1人当たりの運行経費は1万481円で、どうしても運行効率は下がると、このような具合でございます。

また、デマンド型、これは予約によって運行する交通形態でございますが、このデマンド型での運行については、空車の状態で運行することはなくなりますが、その一方で、予約のためのオペレーターや、運行しない場合でも運転手にかかる費用が発生するために、利用が少ない場合には、運行経費が路線バスより割高となる傾向がございます。例えば、高鷲地域を運行するデマンド型の自主運行バスの鮎立線、この場合ですと、1人当たりの運行経費は1万5,267円、白鳥地域において、民間の事業者が運行する白鳥デマンドバスでは、運行に対する1人当たりの、市が補助をしておりますので市の補助額で計算をさせていただきますが、1人当たりの市の補助額が8,636円と、こういった状態となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長（森藤文男） 山田智志議員。

○9番（山田智志） ありがとうございます。やはり、乗っていなくても結構経費がかかっているというのが分かりました。非常に、美並以外も厳しい状況ということが分かりました。

次に、資料3を御覧ください。

これは、隣的美濃市内で見かける乗合タクシー「のり愛くん」。これは、乗り合わせタクシーについて、美濃市のホームページから引用したものです。

のり愛くんは、電話による予約制で、利用者は、1回の乗車で最大300円、100円から300円ですが、車両の機種も多く、大勢の人が乗っている様子が見受けられます。さらに、365日、土日も運行している状況から、「なぜ郡上はできんのか、同じ税金を払っているのに」と市民から改善を求められます。美並町は、買物、病院も、その多くは美濃市内へ、八幡地内とか行かないといけないものですから、特に、美濃市内で見られることが多いかと思います。

ちなみに、乗り合わせタクシー「のり愛くん」、これ、乗り合わせタクシーですが、この経費は、アプリを含めて4,000万円強と聞いております。

また、資料4に示しております関市武芸川町地域においては、今年4月に正式に運行開始と聞いております。これは、武芸川町は従来から地域巡回バスと買い物バスを運行しておりましたけれども、これは定期ですね。定時の運行ですが、昨年10月15日からそれを廃止して、それ以後、この地域内デマンドバスを試行期間として運行し、この4月から本格運行と聞いています。郡上市内で行

われているデマンドバスは、定期運行のデマンドバス方式ですが、武芸川町で行われている方法は、今までは定期というところですが、今度は不定期のデマンド方式であるということです。

これまでも触れてきましたが、2007年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行に伴い、郡上市内では、2011年3月から計画を策定、2018年及び2023年の見直しにより、現在は、郡上市地域公共交通計画として計画を遂行されています。昨年度末には計画の見直しがされ、2027年度までの計画について作成されています。この作成におかれましても、郡上市公共交通会議を中心に、市民対象のアンケートや意見を聞く会などから意見を聴取されるなど、その御尽力が計画書において分かります。

この計画の中には、市内に19路線ですか、自主運行バスについては、認知度や運行経費の平均の増額が目標に定められており、美並地域については、先ほど述べた2021年の地域会議における検討を踏まえた改正について、運行賃金の平均化の項目で記載があります。計画は、自主運行バスというキーワードで見えますと、高齢者などの利用実態に合う自主運行バスの運行、そして通学利用の促進といったところが確認できます。

しかし、自主運行バスの現状分析と対策については、どのような議論がされているのでしょうか。

郡上市全体の公共交通計画は、広い視野と市民生活の変化や地域の実情、運行状況を踏まえて、市民の足となるためにどうあるべきかが重要と考えています。市民にとって、より利便性が高まる今後の公共交通について、現状の課題と具体的な取組をお聞かせいただきたいと思います。担当部長、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは初めに、公共交通の課題等についてから御説明をさせていただきます。

郡上市の公共交通施策については、令和5年度から5年を期間とする郡上市地域公共交通計画を策定し、安心して住み続けられる公共交通ネットワークの構築を全体方針としているところでございます。

また、市民代表や交通事業者を含めた関係機関で構成する郡上市地域公共交通会議において、交通施策について評価や助言をいただきながら、課題の抽出、利用促進、運行ダイヤの見直しなどに取り組んでいるところでございます。

郡上市が抱える公共交通の課題は、この計画でも整理をしております。まちづくりとの連携、高齢者への対応、観光需要への対応など多岐にわたっておりますが、特に、持続可能な公共交通のため、いかに利用していただける公共交通にしていくか、また、いかに効率的な運行を行うかが大きな課題となっているところでございます。

言い換えますと、現在の公共交通が、実際に利用される住民の要望に対し、適切で適正な形となっているか、地域によっては過剰な交通サービスになっていないか。つまり、その地域に最適で持続可能な交通サービスとは何かという点において、市と地域住民、そして交通事業者の間で十分に共有できていないのではないかと、このようなことだというふうに考えております。

この課題の要因の一つには、現在のバス運行を開始した当時において、そこにお住まいであった住民の生活状況や社会情勢と、現在の状況との違いが生じていることが挙げられるのではないかと、このように考えております。

議員の話にもありましたが、美並の巡回バスの見直しについては、令和元年に美並の地域協議会が地域の公共交通に関するアンケートを実施され、分析・検討の上、新たな公共交通の在り方を市に提案をされました。それを受けまして、市として費用対効果や当時として考え得る最適なルートや運行便数を検討した上で、運行経路の見直しに至ったわけですが、コロナ禍を経て、現在は徐々に利用者が減ってきている傾向にございます。市としては、こうした利用者の減少に向き合い、より利用いただける公共交通へと見直しを進めなければなりません。

しかし、人口減少に伴い利用者が減少するのはやむを得ない部分もございますが、実際に地域の要望を受けて市が運行を開始した路線であっても、便数が少ないからとか、途中の乗り継ぎが面倒だから、自動車のほうが便利だから、このような理由により、実際には十分に御利用いただけないのも実態としてあるのではないかと考えております。現実、御要望と需要のギャップというものも感じているところでございます。

もちろん、市の周知・啓発が不十分で、路線を知らないという市民の方もいらっしゃるでしょうが、根本的な問題として、まずは要望をいただいた地域住民の皆さんが、多少の御不便はおかけするかもしれませんが、利用をしていただくこと、そして、不便なところは改善の声を上げていただくこと、地域の皆さんで地域の交通をつくり上げていくこと、公共交通に頼るしか移動手段がない人のためにも継続させていくこと、このような意識の変化も必要ではないかと、このように考えておるところでございます。

課題解決に向けた今後の市の考え方と取組についてでございますが、議会の冒頭、市長が施政方針で申し上げましたように、市では来年度から公共交通の抜本的な見直しに着手をいたします。この見直しに当たっては、広大な面積を抱える郡上市においては、画一的な公共交通の確立は困難であるという考えに至って進めてまいります。

議員が示された美濃市の「のり愛くん」は、しっかり成果を上げておられ、とてもよい取組だと思いますし、過去にはこのような運行形態を、郡上市としても研究した経緯もございます。ただ、同市のようなコンパクトな面積規模であるから、全市的に取り組み、展開できている部分もあると思いますし、補足ではございますが、令和5年度にのり愛くんの運行に要した経費は、お聞きをい

たしますと、年間約6,000万円、利用者数は年間約3万5,400人とのことでございました。

また、武芸川の地域内デマンドバスについては、御説明のとおり、今年の4月より従来の定時定路線型から、予約があった場合のみ運行し、さらに乗車時刻を限定しない方法で運行するデマンド型へ移行されるものでございます。この経緯については、地域の方の要望がきっかけで実証運行を行い、その結果、デマンド型へ移行されると聞いております。ここの特徴は、令和4年10月より、運行の主体が、地域の方々に組織する武芸川まちづくり委員会であることでございます。関市役所へ伺ったところ、当時、委員会が主体となって、地域住民の要望に合った公共交通を検討され、自家所有有償旅客運送の登録を受けて運行することに至ったとのことでございます。以降、この委員会が、生涯学習センターに事務所を構えて、ドライバーや事務員を雇用し、車両管理も行って事業を実施されております。行政は、その運行経費に補助をするという形で成り立っているとのことでございます。

これらを踏まえ、現在の郡上市の考え方を申し上げますと、1つ目は、複数の地域間を移動するための幹線交通について、運賃や運行経路の見直しを含め、効率的な運行を目指して、事業者と協議を進めてまいります。2つ目は、各地域内の公共交通に関し、地域単位や自治会単位などを1つの検討エリアと定め、そこにお住まいの皆さんのニーズや御意見を把握し、その地域の人口や年齢層、車を保有しているかどうかなども勘案しながら、地域独自の公共交通を検討することといたします。

検討は、バスなどを最も必要とする児童、生徒や交通弱者である高齢者等の移動を中心に、市の財政状況や運転手の充足状況も含めて進めてまいります。例えば、全局的に導入が進んでおります、また、まさしく議員が示された関市の事例のように、住民が主体となった公共ライドシェアや、既存のバスに代わるタクシーチケット制度についても、選択肢の一つとして考えてまいります。タクシーチケットに関しましては、一番重要である地元の声を聞くことはもちろんですが、一方で、配付対象やどのエリアで導入するかなど、政策と財政のバランスを考慮しながら検討する必要があるとございます。

地域での暮らしを守り、公共交通を持続可能なものとしていくためには、地域の皆さんと市、そして、交通事業者が課題を共有した上で解決に向かうことが欠かせません。そして、実際に自分が暮らす地域にとって、最適で持続可能な交通サービスとは何かを地域の皆さん自らが検討するだけでなく、維持、確保に向けて、皆さんが主体的に取り組んでいただくことが重要となります。このため、地域の皆さんから見直しに関する意見等があった場合は、縮小や廃止、他の手法への転換も視野に入れ、地域と協議を行う必要があると考えております。

先日、岐阜市で開催をされました地域バス活性化セミナーでは、講師から「新たな公共交通の導入に際し、決め打ちや先進地の成功例をただまねするだけの施策は必ず失敗をする。成功した場合

は、たまたま地域の特性が合致したまでのこと」との御指摘がございました。議員が提示されました美濃市の「のり愛くん」や関市の武芸川地域内デマンドバスにつきましても、それぞれの市の特性に応じた交通施策の一つと理解した上で、ドライバーや費用等の課題を踏まえて、郡上市でも導入が可能かどうか、導入が可能であれば、どの地域ならば最適かを、住民や交通事業者と一緒にやって見極めることが重要と考えます。

今後、市民の皆さんに利用される公共交通を継続していくことを大前提として、実態に合った交通サービスが何かを、市民、交通事業者と一体となって、検討をしてみたいと考えております。よろしく願いをいたします。

(9 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 山田智志議員。

○9 番（山田智志） ありがとうございます。やはり、地域の現状に合った方法、これを導入していただきたいなと思います。

それから、ぜひとも、今回は、こういう方法というか、提案をさせていただかなかったんですが、まず、何ていうんですかね、今の現状を見て、ボランティアサークルはこういうふうを考えているんだというようなところを話してくれました。それに対して、来年度、市は見直しをするということで、ちょっと待てよということで質問をさせていただいたんですが、ぜひとも、ここにいる皆さんは一度、現在の公共交通に乗っていただいて、そして運転手さんと話をさせていただきたいなというふうに思います。机上のものではなくて、実際に声を聞いて、現場、そして乗っている人たち、先日運転手さんと話したんですが、乗っている人は自然減で減っているよということを言われました。基本的にどこも多分そうだと思うんですが、その辺も見て計画を立てていていただきたいなというふうに思います。

今日は本当にありがとうございました。これで終わります。

○議長（森藤文男） 以上で、山田智志議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうも皆様お疲れさまでございました。

(午後 2 時 54 分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 かつひこ

